

## 電子支払決済法制の新潮流

電子商取引・決済法研究会  
(代表 福原紀彦)\*

### はじめに

今日、科学技術の著しい発展に伴う金融手法の開拓に伴い、日常生活における物品・サービスの対価の支払決済手段が高度化し多様化する傾向が強まっている。現金に代わる支払手段として、口座振込・口座振替、デビットカード、クレジットカード、前払式支払手段・プリペイドカード、為替・資金移動、コンビニ決済・収納代行サービス・代引き等が活用され、それぞれに決済システムが構築されている。そして、紙ベースの慣行は電子ベースへと移行し、コンピュータ・ネットワークを活用したオンライン支払決済、磁気ストライプからICチップ搭載へと発展した各種カードによる支払決済、スマートフォンやウェアラブル端末等の携帯通信端末機器を活用した支払決済が普及している。そのうちのいくつかの手段は電子マネーと称され、日常生活のさまざまな場面で利用されている。また、インターネットショッピングや各種金融取引の電子商取引は、オンライン支払決済をはじめとする電子的な支払決済手段の活用を支えられて急成長を遂げている。電子支払決済は、最近では、Fintechと称される実務の重要な一翼を担って展開している。

こうした支払決済手段の高度化と多様化の傾向に対応して支払決済法制を再整備することは、わが国はもとより世界各国における現代的な主要課

---

\* 所員・中央大学法科大学院教授

題であり、その具体化は緒についたばかりであり、国際的に協調した取組が求められる重要課題である。

当研究会における共同研究の成果報告の一環である本シリーズでは、電子支払決済法制の生成と展開を国際的視野において把握し、重要かつ最新の手掛かりとなる立法資料等を翻訳・紹介する。まず、OECD 消費者政策委員会で議論が重ねられ2014年に採択された「OECD モバイル・オンライン決済における消費者政策ガイドライン」を翻訳・紹介する（神山静香 嘱託研究所員）。前号（比較法雑誌50巻3号）に掲載した「OECD 電子商取引における消費者保護ガイドライン改訂2016」に盛り込まれた「支払」に関するガイドラインを併せると、電子支払決済法制整備の国際的なイニシアティブとして、以後の各国での法制整備状況を捕捉する評価軸となる。

次に、2015年に改訂された「EU 決済サービス指令」（PSD）を、重要条文を翻訳して紹介する（杉浦宣彦 所員・吉田祈代 嘱託研究所員・山本千恵子 中央大学大学院生）。同改訂指令は、EU 各国が同改訂指令にもとづき法制度を具体化する義務を負うことから、欧州各国での法制度整備を予測するための重要な資料である。さらに、同改訂指令は、詳細で優れた手法を提示しており、欧州各国にとどまらず、わが国を含む多くの国々における立法作業の重要参考資料でもある。

これらに示される支払決済法制改革の目標は、従来の法制を電子化対応することから進んで、高度化し多様化する支払手段の安全と利便性を確保して利用者保護を図り、従来の縦割りで重厚な金融監督規制と調整をとりつつ、どのように横断的な総合的包括的法規制を実現するのかという点にあり、また、従来の金融監督規制等に服さないことが多い中間的サービス提供者に対し、どのような法規制や法規整を用意して、機能を十分に発揮する上でどのような役割を担わせるのかという点にある。インターネット環境がもたらすグローバルな生活環境のもとでは、電子支払決済法制の整備には国際的な協調も求められている。

さらに、この際、2016年に大韓民国で成立した電子金融取引法改正法に

ついて、電子支払決済関連の条文を抜粋して翻訳して紹介する（李賢貞 嘱託研究所員）。横断的で総合的包括的な法規制を実現しようとしている同法の改正法は、前号（比較法雑誌50巻3号）に掲載した「中華人民共和国電子商取引法草案」に盛り込まれている「支払」に関する条文案とともに、アジアにおける先進的な取組として、多くの国々の立法作業において注目されるべき試金石となろう。参考資料として、とかく欧米の取組に傾注しがちなわが国における立法作業過程にあって、両国の取組みを参照すべき余地は小さくないと思われる。

本シリーズが、電子支払決済法制の形成と発展を推進する基礎作業の一助となれば幸いである。

（福原紀彦）

## OECD モバイル・オンライン決済に関する消費者政策ガイダンス

訳 神 山 静 香\*

訳者はしがき

### 1. 策定の経緯<sup>1)</sup>

2009年、経済協力開発機構（OECD）の消費者政策委員会（Committee on Consumer Policy: CCP）は、同年に開催された「イーコンシューマー

---

\* 嘱託研究所員・中央大学研究開発機構助教

1) 本ガイダンスの邦訳については、消費者庁仮訳『モバイル・オンライン決済に関する消費者政策ガイダンス』（2015）[http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150415adjustments\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150415adjustments_1.pdf)がある。本翻訳にあたり、上記消費者庁仮訳を参照した。

の権利の確保：インターネット経済における消費者保護の強化に関する OECD 会議<sup>2)</sup>に続き、「電子商取引における消費者保護ガイドラインに関する OECD 理事会勧告（1999）」<sup>3)</sup>の全面的な改定に着手した。委員会は、モバイル・オンライン決済、無形デジタル・コンテンツ商品の購入、消費者参加型の電子商取引に関する動向や政策課題を調査・分析し、この1999年電子商取引ガイドライン改訂の一環として、委員会は、決済を行うためのモバイル事業者のネットワーク及びインターネットの利用の進展と消費者問題について検討することに合意した。2010年と2011年に、動向と課題についてのアセスメントが実施され、2011年4月に開催されたワークショップでのステークホルダーとの討議を経て、2012年4月、分析報告書<sup>4)</sup>が公表された。本政策ガイダンスは、同分析報告書のアセスメントに基づいて委員会によって策定され、2014年2月17日に採択されたものである。

分析報告書は、金融機関やその他の事業者（モバイル事業者を含む）により提供される革新的で利用しやすいモバイル・オンライン決済システムの発展が、消費者が多様な商品・サービスを購入する際により効果的で便利かつ安全な方法を提供し、大企業だけでなく小企業における電子商取引の急速な成長を促していると指摘した。また、伝統的なオンライン小売プラットフォームやソーシャルメディア等、多様な電子商取引のチャンネルを通じて、無形のデジタル・コンテンツ製品を含む、様々な種類の製品を

---

2) OECD Conference on Empowering E-Consumers: Strengthening Consumer Protection in the Internet Economy (2009) ([www.oecd.org/ict/econsumerconference](http://www.oecd.org/ict/econsumerconference))

3) OECD (1999), *Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce*, OECD, Paris, [www.oecd.org/dataoecd/18/13/34023235.pdf](http://www.oecd.org/dataoecd/18/13/34023235.pdf). 1999年ガイドラインの詳細については、福原紀彦『電子商取引における消費者保護ガイドラインに関する OECD 理事会勧告』比較法雑誌34巻2号（2000）。

4) OECD (2012), *Report on Consumer Protection in Online and Mobile Payments*, OECD Digital Economy Papers, No. 204, OECD Publishing, doi: 10.1787/5k9490gwp7f3-en. 邦訳については、消費者庁仮訳 OECD 消費者政策委員会『オンライン・モバイル決済における消費者保護に関する報告書』（2015）[http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150831adjustments\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150831adjustments_1.pdf)

購入・取得できるスマートフォンやコンピュータタブレットが消費者に広く利用されている現状を鑑み、決済のためのモバイル機器の利用が加速することが見込まれるとも指摘した<sup>5)</sup>。

モバイル・オンライン決済システムの発展が消費者に多くの利益をもたらしている現状を念頭に置きつつ、分析報告書では、オンライン・モバイル決済における消費者問題として3種類の問題を挙げ、決済システムにおいて強化されうる分野を特定した。

第一の問題は、規制枠組みに関する問題である。これには、法的規制 (legal rules) 及び法的規制と民間部門による規制との関係が含まれる。消費者との電子商取引の決済においては、金融機関及び非金融機関等、様々な当事者が関与し、これらの事業を規制する分野は、電気通信、競争、金融サービスに関わる規制、消費者保護等、多岐にわたる。消費者や事業者、また他の当事者は、特定の取引に適用される法的枠組みや任意の枠組み、不正やセキュリティ問題等が生じた際の責任主体、消費者が利用可能な紛争解決手段や救済を十分に理解できない場合があることを指摘する。さらに問題が複雑となるのは、当事者間で、責任を負う当事者についての見解が異なることである。問題に対する責任主体については、モバイルネットワーク事業者、決済機関、デビット／クレジットカードネットワーク、清算／決済機関、ソフトウェアソリューションプロバイダー、販売事業者、アプリケーション開発者等、多数の当事者が部分的な責任を負う可能性があり、また、多くの OECD 加盟国では、モバイル商取引と決済を規制する特定の法律がないことから、消費者保護の一般規則をモバイル決済に適用可能かどうかを検証されていないことが指摘されている。

第二は、不正な請求、遅延や未着等の配送上の問題、不適合製品、紛争解決及び救済等の一般的な消費者問題である。これは、消費者に提供され

---

5) モバイル決済の影響は、多くの消費者が銀行口座やペイメントカードを持たず、簡易な端末が個人と個人間及び事業者と個人間における決済におけますます利用されるようになってきている開発途上国でも重要になっているとしている。

る情報、消費者の能力向上、教育に密接に関係する問題である。第三は、取引に関連する技術的な決済の問題である。これらには、本人確認のためのデジタル・アイデンティティ管理といったセキュリティに関連する問題も含まれる。インターオペラビリティ（相互運用性）や消費者の決済手段の選択及び国境を超える電子商取引に関連する問題も重要であるとしている<sup>6)</sup>。

分析報告書において特定された諸問題を踏まえ、本ガイダンスは、新しく、進化している決済システムの革新と成長がもたらす利益に目を向けつつ、モバイル・オンライン決済分野における消費者保護・業界慣行の確立の促進を目的として策定されたものである。

なお、本ガイダンスは、電子商取引を通じて製品（商品及びサービスを含む）を購入する際の消費者によるモバイル・オンライン決済を対象とする（インターネットを通じて行われる決済及びSMS（ショートメッセージサービス）、MMS（マルチメディアステーション）を利用した決済、店頭における近距離無線通信技術（near-field communication technology: NFC）を用いたモバイル機器による決済等を含む、モバイル機器を利用した近接決済（proximity-based payments）が含まれる）。小切手ないし現金による決済、クレジットカードやデビットカードが店員に直接提示されることによる決済、店頭で利用されるその他の決済方法は含まれない。また、本ガイダンスが目的とするところにより、電子商取引とは、特に、製品の受注及び発注のために開発された手段による、モバイル事業者のネットワークなどのコンピュータネットワーク及び関連するICT（information and communications technology）チャンネル上で行われる製品（商品・サービスを含む）の販売又は購入を指す。本ガイダンスの対象範囲は、事業者と消費者（B2C）間の取引に限定される。

---

6) 前掲注4) *Report on Consumer Protection in Online and Mobile Payments* at 16 (2012), 消費者庁仮訳『オンライン・モバイル決済における消費者保護に関する報告書』（2015）18頁。

## 2. 「モバイル・オンライン決済に関する消費者政策ガイダンス」(2014)の概要

1999年電子商取引ガイドラインは、「透明かつ効果的な保護」, 「公正な事業, 広告及びマーケティング慣行」, 「オンラインでの情報開示」, 「確認プロセス」, 「支払い」, 「紛争解決及び救済」に関する基本原則（プリンシプル）を定めている。委員会は、同ガイドラインで示された「電子商取引に参加する消費者は、少なくとも他の商業形態において与えられる保護水準の透明かつ効果的な消費者保護が与えられなければならない（OECD, 1999, Part II, Section I）」との原則がモバイル及び関連する決済等の電子商取引の形態にも同様に適合するとの見解を有している。また、1999年電子商取引ガイドラインは、決済に関するガイダンスとして、「消費者は、利用しやすく、安全な決済手段及びそれらの手段が提供するセキュリティの水準に関する情報を提供されなければならない」, 「不正な請求又は詐欺的な請求に係る消費者の責任に対する制限措置及びチャージバックメカニズムは、消費者の信頼を高める強力なツールを提供し、それらの開発及び活用が電子商取引において奨励されなければならない」（OECD, 1999, Part II, Section V）と定めている<sup>7)</sup>。委員会は、1999年電子商取引ガイド

7) 本ガイダンスの策定に際し、委員会は、1999年ガイドライン及び次に掲げる関連政策文書の原則を基礎としている。①「国境を越えた詐欺」OECD (2003), *OECD Guidelines for Protecting Consumers from Fraudulent and Deceptive Commercial Practices Across Borders*, OECD, Paris, [www.oecd.org/sti/crossborderfraud](http://www.oecd.org/sti/crossborderfraud)., ②「紛争解決と救済」OECD (2007), *OECD Recommendation on Consumer Dispute Resolution and Redress*, OECD, Paris, 2007, [www.oecd.org/dataoecd/43/50/38960101.pdf](http://www.oecd.org/dataoecd/43/50/38960101.pdf)., ③「モバイル商取引」OECD (2008), *Policy Guidance for Addressing Emerging Consumer Protection and Empowerment issues in Mobile Commerce*, *OECD Digital Economy Papers*, No. 149, OECD Publishing, doi: 10.1787/230363687074., ④「通信事業」OECD (2008), *Policy Guidance for Protecting and Empowering Consumers in Communication Services*, OECD, Paris, [www.oecd.org/dataoecd/49/38/40878993.pdf](http://www.oecd.org/dataoecd/49/38/40878993.pdf)., ⑤「消費者教育」OECD (2009), *Consumer Education, Policy Recommendations of the Committee on Consumer Policy*, OECD Paris, October, [www.oecd.org/dataoecd/32/61/44110333.pdf](http://www.oecd.org/dataoecd/32/61/44110333.pdf)., ⑥「オ

ラインで示された原則に加えて、本ガイダンスⅢ.政策ガイダンスA～H.に挙げる分野の問題に関する詳細なガイダンスを定めることが有益であるとの結論に至り、本ガイダンスを策定した<sup>8)</sup>。

---

オンライン ID 窃取」 OECD (2009), *OECD Policy Guidance on Online Identity Theft, in OECD, Online Identity Theft*, OECD Publishing, doi: 10.1787/97899264056596-5-en., ⑦「情報システム及びネットワークのセキュリティ」 OECD (2002), *OECD Guidelines for the Security of Information Systems and Networks*, OECD, Paris, 2002, [www.oecd.org/sti/ieconomy/15582260.pdf](http://www.oecd.org/sti/ieconomy/15582260.pdf)., ⑧「電子認証」 OECD (2007), *OECD Recommendation on Electronic Authentication and OECD Guidance for Electronic Authentication*, OECD, Paris, 2007, [www.oecd.org/sti/ieconomy/38921342.pdf](http://www.oecd.org/sti/ieconomy/38921342.pdf)., ⑨「プライバシー」 OECD (1980), *OECD Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data*, [www.oecd.org/document/18/0,3746,en\\_2649\\_34223\\_1815186\\_1\\_1\\_1\\_1.00.html](http://www.oecd.org/document/18/0,3746,en_2649_34223_1815186_1_1_1_1.00.html)., OECD (2013), *Revised Recommendation of the Council concerning Guidelines governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data*, OECD, Paris, 2013, [www.oecd.org/sti/ieconomy/2013-oecd-provacy-guidelines.pdf](http://www.oecd.org/sti/ieconomy/2013-oecd-provacy-guidelines.pdf).

また、委員会は、「消費者政策ツールキット」 OECD (2010), *Consumer Policy Toolkit*, OECD, OECD Publishing, doi:10.1787/9789264079663-en. において示された政策評価の枠組み、複数の裁判管轄その他の国際フォーラムの文書及び報告書を参照している。

- 8) 決済手段のインターオペラビリティ（相互運用性）に関する問題については、OECD の他の分野で対応されているため対象外とされた。

翻 訳

モバイル・オンライン決済に関する消費者政策ガイダンス  
Consumer Policy Guidance on Mobile and Online Payments, OECD

OECD デジタルエコノミー文書 No. 236

序 文

2009年、経済協力開発機構（以下、「OECD」という）消費者政策委員会（Committee on Consumer Policy: CCP, 以下「委員会」という）は、「電子商取引における消費者保護ガイドラインに関する OECD 理事会勧告（1999）（1999 Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce 以下、「1999年電子商取引ガイドライン」という）の改定に着手した。本改定の一環として、消費者政策委員会は、分析報告書（OECD, 2012）\*において、モバイル・オンライン決済における消費者の利益と課題について検討し、この評価に基づいて、本政策ガイダンスを策定した。本政策ガイダンスは、2014年2月17日に採択され、公表された。

\* OECD (2012), 「モバイル・オンライン決済における消費者保護に関する報告書」(*Report on Consumer Protection in Online and Mobile Payments*), OECD デジタルエコノミー文書 No. 204, OECD 出版局, doi: 10.1787/5k9490gwp7f3-en.

目 次

- I. イントロダクション (Introduction)
- II. 対象範囲 (Scope)
- III. 政策ガイダンス (Policy guidance)

本翻訳の質及び原文との整合性・一貫性については、本翻訳の訳者が一切の責任を負う。原文と本翻訳との間になんらかの相違・矛盾が生じた場合には、原文が優先する。

英語による原文は、下記タイトルにて OECD により発行されている。

OECD (2014), “Consumer Policy Guidance on Mobile and Online Payments”, *OECD Digital Economy Papers*, No. 236, OECD Publishing, Paris, DOI: <http://dx.doi.org/10.1787/5jz432cl1ns7-en>

©2017 日本比較法研究所（本翻訳・日本語版）

- A. 取引の条件及び価格に関する情報  
(Information on the terms, conditions and costs of transactions)
- B. プライバシー (Privacy)
- C. セキュリティ (Security)
- D. 確認プロセス (Confirmation process)
- E. 子ども (Children)
- F. 決済事業者、決済手段間で異なる保護の水準  
(Varying levels of protection among payment providers and payments vehicles)
- G. 詐欺的、誤認的、欺瞞的及びその他の不公正な商行為  
(Fraudulent, misleading, deceptive and other unfair commercial practices)
- H. 紛争解決と救済 (Dispute resolution and redress)

参考文献 (References)

I. イントロダクション (Introduction)

2009年に開催されたイーコンシューマーの権利の確保：インターネット経済における消費者保護の強化に関するOECD会議 ([www.oecd.org/ict/econsumerconference](http://www.oecd.org/ict/econsumerconference)) に続いて、OECD消費者政策委員会は、1999年電子商取引ガイドライン (OECD, 1999) の全体的な改定の一環として、決済を行うためのモバイル事業者のネットワーク及びインターネットの利用の進展と消費者問題について検討することに合意した。2010年と2011年に、動向と課題についての評価が実施され、2011年4月に開催されたワークショップにおいてステークホルダー（利害関係者）と共に行われた討議を経て、分析報告書 (OECD, 2012) が公表された。 ([www.oecd.org/sti/consumer-policy/mobilepayments](http://www.oecd.org/sti/consumer-policy/mobilepayments))

上記の分析報告書は、金融機関やその他の事業者（モバイル事業者を含む）により提供される革新的で利用しやすいモバイル・オンライン決済システムの発展が、消費者が多様な商品・サービスを購入する際により効果的で便利かつ安全な方法を提供し、大企業だけでなく小企業における電子商取引の急速な成長を促していると指摘する。上記の分析報告書は、伝統的なオンライン小売プラットフォームやソーシャルメディア等、多様な電子商取引のチャンネルを通じて、無形のデジタル・コンテンツ製品を含む、様々な種類の製品が購入・取得できるスマートフォンやコンピュータータブレットが消費者に広く利用されている現状に鑑み、決済のためのモバイル機器の利用の増加が加速することが見込まれると指摘する。モバイル決済の影響は、多くの消費者が銀行口座やペイメントカードを持たず、簡易な端末が個人と個人間及び事業者と個人間における決済においますます利用されるようになっていく開発途上国でも重要となっている。

モバイル・オンライン決済システムの発展が消費者に多くの利益をもたらす中で、委員会の分析は、より消費者の関心に対応するために、これらのシステムが強化され得るいくつかの分野を特定した。この分析は、消費者は一般的にそのような決済を行う際に、特に、多数の当事者（例えば、モバイル事業者、インターネットサービスプロバイダー、ソーシャルメディア等）が取引に参加する場合は、自己の権利・義務についてもっとよく知る必要があるとの結論を示した。決済システムが異なる規制枠組みに服する場合、状況はさらに複雑になり、そのことは与えられる消費者保護の水準に対して重要な影響を与える可能性がある。当該状況において、消費者が、どのような権利があるのか、また、以下の要因、すなわち、i) 利用した決済方法（例：携帯電話請求書の決済とクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード）、ii) 利用される機器（例えば、固定されたコンピューター、携帯電話、その他のポータブル機器）等の要因によって、これらの権利がいかにより異なるかを判断することは困難であろう。また、生じる問題に対処する責任を負う当事者や救済を求める手続及び与えられる救済の種類について判断することも、消費者にとっては難しい問題となり得る。

本ガイダンスは、新しく、進化している決済システムの革新と成長をもたらす利益に目を向け、モバイル・オンライン決済分野における消費者保護・業界慣行の確立を促進することを意図するものである。したがって、決済システムによって用いられる技術の進歩に即し、意味のあるものであり続けるよう努めるものである。モバイル・オンライン決済に重点を置くのは、この分野における課題や問題の増加を考慮してのことである。よって、現金や小切手による決済は本ガイダンスの対象外とする。

本ガイダンスの策定に際し、委員会は1999年電子商取引ガイドライン及び関連する政策文書の基本原則（プリンシプル）を基礎とした。国境を越えた詐欺（OECD, 2003）、紛争解決と救済（OECD, 2007a）、モバイル商取引（OECD, 2008a）、通信事業（OECD, 2008b）、消費者教育（OECD, 2009a）、オンラインID窃取（OECD, 2009b）、情報システム及びネットワークのセキュリティ（OECD, 2002）、電子認証（OECD, 2007b）、プライバシー（OECD, 1980；OECD, 2013）。なお、委員会は、消費者政策に関するツールキット（OECD, 2010）において示された政策評価の枠組み、複数の裁判管轄その他の国際フォーラムの文書及び報告書を参照した。

### II. 対象範囲（Scope）

本ガイダンスは、電子商取引を通じて購入される製品（商品及びサービスを含む）のために消費者によって行われるモバイル・オンライン決済を対象とする。これには、インターネットを通じて行われる決済及びSMS（short message service：ショートメッセージサービス）やMMS（multimedia station：マルチメディアステーション

ョン）を利用した決済だけでなく、例えば、店舗における近距離無線通信技術（near-field communication technology: NFC）を用いたモバイル機器による決済等を含む、モバイル機器を利用した近接決済（proximity-based payments）が含まれる。本ガイダンスには、小切手ないし現金による決済、クレジットカードやデビットカードが店員に直接提示されることによる決済、店頭で利用されるその他の決済方法は含まれない。

本ガイダンスが目的とするところにより、電子商取引（e-commerce）とは、特に、製品の受注及び発注のために開発された手段による、モバイル事業者のネットワークなどのコンピュータネットワーク及び関連する ICT（information and communications technology）チャネル上で行われる製品（商品・サービスを含む）の販売又は購入を指す。本ガイダンスの対象範囲は、事業者と消費者（B2C）間の取引に限定される。

### Ⅲ. 政策ガイダンス（Policy guidance）

1999年電子商取引ガイドラインは、電子商取引に参加する消費者は、少なくとも他の商業形態において与えられる保護水準の透明かつ効果的な消費者保護が与えられなければならないと指摘する（OECD, 1999, Part II, Section I）。委員会は、モバイル及び関連する決済等、進化する電子商取引の形態に対しても同様に本原則（プリンシプル）が適合するとの見解を有している。

本ガイドラインに含まれる決済に関するガイダンスはさらに、消費者は、利用しやすく、安全な決済手段及びそれらの手段が提供するセキュリティの水準に関する情報を提供されなければならないと規定する。本ガイドラインは、不正な請求又は詐欺的な請求に係る消費者の責任に対する制限措置及びチャージバックメカニズムは、消費者の信頼を高める強力なツールを提供し、それらの開発及び活用が電子商取引において奨励されなければならないと付け加えている（OECD, 1999, Part II, Section V）。さらに、本ガイドラインは、公正な事業、広告及びマーケティング慣行、情報開示、確認プロセス、紛争解決と救済に関する一連の基本原則（プリンシプル）を規定している。

委員会は、上記の OECD 文書に含まれる原則に加え、次に掲げる7つの分野における問題に関するより詳細なガイダンスを規定することが有益であるとの結論を出した。a) 取引の条件及び価格に関する情報；b) プライバシー；c) セキュリティ；d) 確認プロセス；e) 子ども；f) 決済事業者、決済手段の間で異なる消費者保護の水準；g) 詐欺的、誤認的な商行為からの保護；h) 紛争解決と救済。決済メカニズムのインターオペラビリティ（相互運用性）に関する問題については、OECD の別の領域で対処されているため、ここに示すガイドラインでは取り扱わない。

**A. 取引の条件及び価格に関する情報 (Information on the terms, conditions and costs of transactions)**

**概 要**

1999年電子商取引ガイドラインは、電子商取引に従事する事業者には、消費者が情報に基づいて、取引を行うか否かを決定できるように、取引の条件及び価格について十分な情報を提供するように求める (OECD, 1999, Part II, Section III)。ここでは、以下のように勧告する。

- ・取引の条件及び価格に関する情報は、明確かつ正確であり、容易に入手できなくてはならず、取引を始める前に消費者が十分に検討できるような形で提供されなければならない。
- ・事業者は、消費者が取引の条件及び価格に関する情報の適切な記録を入手及び保持できるように、取引に関連する条件について、明瞭かつ網羅的な全文を提供しなければならない。
- ・適切である場合には、情報は以下を含まなければならない：
  - 事業者によって徴収及び／又は賦課される合計費用についての情報
  - 事業者によって徴収及び／又は賦課されるわけではないが、消費者に通常適用されるその他の費用についての通知
  - 決済の諸条件及び支払方法
  - 撤回、終了、返却、交換、キャンセル及び／又は返金方針に関する詳細及び条件

取引の条件及び価格に関する情報の明瞭性、透明性、完全（網羅）性、適時性に関する問題について次に挙げる。取引のその他の側面に関する情報開示の問題は、後のセクションで論じる。

**問題1：決済に関連する情報へのアクセス及び読みやすさ**

モバイル・オンライン決済に関する諸条件は、消費者にとって必ずしも容易にアクセスでき、読みやすすとは限らず、取引の初期段階で十分な情報を入手できないことがある。さらに、常に消費者が容易に情報を保持できるわけではない。このような情報は、多くの場合、小さなプリント及び／又はスクロールするテキストボックスの中で提供される。決済に関する重要な情報も脚注に表示されたり、別ウィンドウにアクセスすることが必要である。

比較的小さな画面の機器である場合、又は機器のサイズにかかわらずストレージ容量やバッテリー寿命に制限がある場合、情報に伴う課題は増える。加えて、モバイル機器を使った取引及び関連する決済は、多くの場合、消費者が移動中に素早く購入決定を行う (“on the go”) 状況の下で行われる。このような状況下では、消費

者が決済を行う前に、決済の条件にアクセス及び／又は、十分に検討する能力が制限され得る。

取引の初期の段階で、明瞭で、見やすく、読みやすい方法で重要な情報が提示されなければ、消費者は、十分な情報に基づいた判断を行うのに必要な情報を引き出すために相当な時間を費やさなければならないことになる。このように費やされる時間に加え、情報を特定し、アクセス及び／又は、読み解くことが困難であることにより、消費者は、十分に完全な情報を集め、評価することができないかもしれない。これには、特定の決済メカニズムを利用する消費者の判断において重要な要因となり得るロイヤリティプログラム及びリワードプログラムに関する情報も含まれる。

ブックイング手数料、クレジットカード手数料、取扱手数料、関税や国境を超える取引に適用されるその他の手数料を含む、一部の法域で課される税金等の追加的な必須の手数料を含まずに供給業者（ベンダー）が消費者を引き付けるための“見出し（headline）” 価格を提示する場合、状況はさらに複雑になる。

“ドリップ・プライシング” 又は“パーティション・プライシング” として知られる実務慣行に関する研究は、消費者を誤認させる可能性が高いこと、多くの消費者が購入決定をする際に見出し価格を重視する傾向は、より高い価格の供給元から製品を購入する結果をもたらす得ることを示している。一部の法域では、このような実務慣行は認められていない。

このような場合、消費者は、全ての情報又は情報の一部を見つけることや理解することもできない可能性がある。OECDによる消費者政策ツールキット（Consumer Policy Toolkit）（OECD, 2010）で指摘されるように、消費者経済に関する調査は、消費者が時間に追われ、又は適切ではない情報を示された場合、ヒューリスティック（発見的・試行錯誤的）な経験則（“rules of thumb”）を用いて購入決定をし、そのことが不満の残る選択という結果をもたらすことがある。オファーを検討するのに必要な時間や決済及び決済に関連する問題に関して起こり得る不満や困惑は、消費者が情報を見つけ出すことを制限すること、製品に対して予想以上の金額を支払うこと、満足できない製品を購入すること、製品を購入することについて興味を失うことにつながる。

### ガイドダンス

決済に関連する情報が容易に入手でき、読みやすいものであることを確保するために：

i. 決済及び取引に関連する重要な情報は、取引の初期段階で、明瞭で見やすく、容易にアクセスできる方法で提示されなければならない。この情報は、移動中に素早く購入決定を行う（“on the go”）状況下で利用されることの多い画面の小さいモ

バイル機器を含め、電子商取引で利用される様々な種類の機器において容易に読める形式で提示されなければならない。

ii. 「見出し」価格は、変動しない必須の手数料を含まなければならない。変動する必須の手数料やオプション費用の存在に関する情報は、見出し価格と同じページ又は同じ画面上で、明瞭かつ見やすいように、また十分に目立つように消費者に開示されなければならない。そのような手数料の総額は、事業者が認識した時点ですぐに、消費者が取引を完了する前に十分な時間をもって、明瞭で見やすいように消費者に開示されなければならない。

iii. 移動中に素早く購入決定を行う“on the go”の状況で決済情報の詳細な情報にアクセスする際に消費者が直面する可能性のある問題は、消費者が当該情報に容易にアクセスできるように、情報開示を最大限に生かし、決済情報をスリム化・簡素化し、必要に応じて、画一化することによって対応されなければならない。情報開示を明瞭にし、見やすく、容易にアクセスできるようにするために、グラフィックやアイコン等の利用も検討されなければならない。そのような仕組み自体は、見やすく理解しやすく、誤認的でないものでなければならない。

iv. 消費者は、決済及び取引に関連する情報を保存する選択肢を提供されなければならない。この選択肢には、情報の印刷、電子メール、又は、その他の電子的方法による保存が含まれ得る。可能な限り、これらの選択肢は、電子商取引で利用されるあらゆる種類の機器で利用できなければならない。

#### 問題2：決済に関する条件の複雑さ

モバイル・オンライン決済に関する条件は、多くの場合、消費者にとって理解しにくい長々とした技術的な法律用語で提示される。多くの国で実施された調査は、電子商取引によって製品を購入する消費者の大多数は、情報の複雑さやその情報を検討するために要する時間のために、ロイヤリティプログラムやリワードプログラムに関する条件を含む諸条件を完全に読まず又は理解しないことを示している。結果として、消費者は、自らが負う金銭上の義務の性質や期間、水準及び範囲について十分に理解していない可能性がある。さらに、消費者は、追加的な“隠れた(hidden)”費用の重要性を理解していない可能性がある。取引の事例によっては、これは驚くほど高額な請求(言い換えれば、“ビル・ショック (bill shock)”), 期待に沿わない物品又はサービスに対する不満、かかるサービスを打ち切るために発生し得る手続及び手数料に対する不満を引き起こす結果となり得る。

#### ガイダンス

消費者が決済に関する条件を理解することを確保するために：

- i. 完全な全文の説明に加えて、事業者は、重要な決済の条件についての概要を消費者に提供しなければならない。それには、取引の総額、製品の入手可能

性、配送時期、返金及び返品方針、撤回の権利、継続的に発生する手数料（自動再購入や契約更新、及びかかる自動契約条項からオプトアウトするための方法を含む）、（適切な連絡先情報を含む）紛争解決の選択肢に関する情報が含まれなければならない。

ii. 決済の条件の概要は、明瞭で、見やすく、簡潔でなければならない。一般の人々が容易に理解できる平易な言葉で提示されなければならない。

### 問題3：請求の明瞭性及び透明性

請求明細、特にモバイル事業者によって提供される請求は、消費者が購入した製品やあらゆる関連する手数料を判断できるほど十分に詳細なものではない。さらに、一部の決済仲介業者は、取引に関与する第三者を十分に特定しない。その結果、消費者は、請求明細の正確性を判断することが困難であることがある。

### ガイドランス

請求明細の透明性を確保するために：

i. 請求を行う事業者は、以下の事項を明瞭に行わなければならない：

—請求明細上の自らの請求と第三者の請求を区別すること

—購入した製品又はサービス及び請求明細上で請求をした決済事業者又は販売事業者を消費者が容易に識別できるような形式において、請求明細上の請求を説明すること

ii. 請求明細は、以下の情報を提供しなければならない。：a) 価格及びその他の重要な取引データを確認する情報；b) 請求明細を発行する事業者及び第三者が請求明細を発行する場合の第三者を含む、決済取引に関わる全ての当事者を消費者が認識し、連絡を取ることを可能にする情報

## B. プライバシー (Privacy)

### 概要

モバイル・オンライン環境は、プライバシーに関わる可能性のある決済に関連する多くの課題を生じさせる。それらには、i) 消費者の決済情報の利用及び管理について責任を負う主体の決定；ii) その情報を保持する者ないし事業者及び保持する期間の特定；iii) 決済情報の第三者による利用又は第三者への移転の可能性；iv) 決済情報の保護。これらの問題は、多くの事業者が取引の処理に関与するため、モバイル決済の局面で特に顕著である。このような問題への対応方法が、電子商取引における消費者の信頼に影響を与え得る。そして、モバイル決済のメカニズムのさらなる革新と採用を妨げ得る。

1999年電子商取引ガイドラインは、電子商取引がOECDの1980年プライバシーガイドライン(OECD, 1980)の基本原則(プリンシプル)に沿って実施されなければならないこと示している。1980年プライバシーガイドラインには、国内適用の

ための8つの基本原則（プリンシプル）が含まれている。

- ・ 収集制限の原則（Collection limitation principle）。個人データの収集には制限が課されるべきであるとする。かかるデータは、適法かつ公正な手段によって収集されなければならないが、必要に応じて、データの対象者の認識又は同意を得なければならない
- ・ データ品質の原則（Data quality principle）。個人データは、利用される目的に関連し、利用目的のために必要な範囲で、正確、完全及び最新な状態を保たなければならない
- ・ 目的特定の原則（Purpose specification principle）。個人データの収集目的は、データが収集される前に特定されなければならないが、その後の利用は当初の収集目的の達成、又は両立するもの、特定されたものに制限されなければならない。
- ・ 利用制限の原則（Use limitation principle）。個人データは、前項により特定された目的以外の目的のために開示、閲覧又はその他の方法で利用されてはならない。ただし、a) データの対象者の同意がある場合、又はb) 法律の規定による場合を除く。
- ・ セキュリティ安全保護の原則（Security safeguards principle）。個人データは、データの損失、不正アクセス、破壊、利用、修正又は開示等のリスクに対し、合理的なセキュリティ保護措置によって保護されなければならない。
- ・ 公開の原則（Openness principle）。個人データに関する開発、実施、政策は、一般的に公開の方針でなければならない。個人データの存在及び性質、主要な利用目的、データ管理者の身元と住所を明確にするための手段が容易に利用できなければならない
- ・ 個人参加の原則（Individual participation principle）。個人は以下の権利を持たなければならない：a) 自己に関するデータをデータ管理者から取得する権利、又は別の方法で、データ管理者が保有しているか否かを確認する権利；b) 合理的な時間内に、もしあるとすれば、過度ではない料金、妥当な方法、及び容易に理解できる形式で、自己に関する通信データを取得する権利；c) a) 及びb) に基づいてなされた要求が拒否された場合、その理由が示され、かかる拒否への異議を申し立てる権利；d) 自己に関するデータへの異議を申し立て、この異議申し立てが成功した場合、データを消去、修正、完成又は訂正する権利
- ・ 責任の原則（Accountability principle）。データ管理者は、上述の基本原則を実施するための措置に従う責任を負わなければならない

上記の原則は、OECD プライバシーガイドライン改訂版（OECD, 2013）でも規定されている。本ガイダンス改訂版には、実施及びグローバルな相互運用性に関する新たな規定が追加されている。この新たな規定は、データ管理者が以下の事項を

行わなければならないと規定している（OECD, 2013, Part III, それぞれ paragraph 15 a iii 及び c）：

- ・プライバシーのリスク評価に基づく適切な保護対策について規定するプライバシー管理プログラムを構築する
- ・個人データに影響を及ぼす重大なセキュリティ違反があった場合、プライバシー施行機関又は他の関連機関に対し、必要に応じて通知を行う。当該違反がデータの対象者に不利な影響を与える可能性がある場合、データ管理者は影響を受けたデータの対象者に通知をしなければならない

1999年電子商取引ガイドラインに加え、モバイル商取引に関する2008年政策ガイダンス（OECD, 2008）は、位置情報に基づく情報トラッキングに重点を置き、プライバシーに関する問題に対処している。

問題：決済データの収集及び利用

電子商取引を通じて購入を行う際に消費者によって提供されるモバイル・オンライン決済に関する情報に多様な多くの主体がアクセスすることが考えられる。例えば、銀行やその他の決済機関、販売業者、オペレーティングシステム（OS）プラットフォーム・プロバイダー、ハードウェアメーカー、モバイル事業者、アプリケーション開発者、データ分析企業、広告主、クーポン及びロイヤリティプログラムの管理者が取引において決済データにアクセスすることが考えられる。この情報には、住所、電話番号及び所在地データが含まれる。この情報は、決済取引の認証に使用され、例えば、所在地、又は購入者の常居所を考慮することで決済が承認されることを保証するためのものである。モバイル機器を利用して決済が行われる場合、この情報はよりアクセスしやすくなる。多くの消費者がモバイル機器を常時オンの状態（“always on”）としているからである。かかるデータは、商業目的で利用でき、他の事業主体と共有できるため、価値がある。

事業者が決済情報にアクセスし、利用することが消費者に利益をもたらす場合がある。例えば、ターゲット・マーケティングに利用することは、消費者が自己の興味に沿う製品を見つけることに役立つ。また、事業者が割引価格又は無償で特定の製品を提供するという結果をもたらすこともある。さらに、事業者が顧客を認証するためのより優れた手法を提供することによって、不正を減少するのに役立つ可能性がある。

他方、消費者の決済データが問題を引き起こす方法で利用されることもある。例えば、消費者は、提供した決済データが当該取引を完了させること以外の目的のために利用され、かつ、かかるデータが事業者にとっていかなる価値があるかということに完全には理解していないこともある。決済の過程で、なぜ決済と無関係の個人データが収集されるのか、消費者に理由が説明されない場合がある。このような

データの収集及びそれに関連する透明性の欠如は、消費者の懸念を引き起こし、よく知らない事業者から製品を購入することを躊躇する結果を生じさせる。さらに、消費者は、自己の行動をトラッキングされること及び商用目的又はその他の目的のために、自己のデータを利用される又は第三者と共有されることに同意しない場合がある。その上、一旦、決済データが提供されたら、消費者は、その利用を制限する能力を制限される場合がある。例えば、“アプリ (apps)” を購入する場合、消費者は、それを行っていることを明確に知らされることなく、承認を与えていることがある。いかなる承認を与えたのか、遡って確認することさえできない場合がある。

過度にデータを収集する事業者は、データが窃取、紛失又は濫用された場合には、事業者自身及び消費者のリスクを高める。これは、モバイル・オンライン決済システムに対する消費者の信頼を傷つけかねない、金銭リスク、風評（レピュテーション）リスク、法的責任リスクを含む。

### ガイドライン

決済データが消費者の利益に反する方法で利用されないことを確保するために：

- i. 事業者は、自らのモバイル・オンライン決済システムの設計及び開発を行う場合、プライバシーの保護のための安全措置を取り込まなければならない。既存の決済システムで既に利用されている安全措置は再点検し、必要に応じて、新しいシステム又はアップデートされたシステムに組み込まなければならない。
- ii. 事業者は、オンライン・モバイル決済取引の一環として収集される個人データを一般に次の情報に限定しなければならない。：i) 決済取引に直接的に関連する情報；ii) 決済事業者によって求められる情報；iii) 法的に求められる情報；iv) アカウント及びリスク管理、本人認証、詐欺の防止又は法令遵守（コンプライアンス）の目的で利用される情報。このような情報には、消費者の氏名、郵便番号、電話番号、決済カード番号、銀行の口座番号、銀行又はその他の金融機関の分類コード、認証データ等が含まれる。
- iii. 決済プロセスにおいて、事業者は、ii) 法的に要求されない又は決済の完了に必要な個人データを収集及び利用する場合、適切な時期に、この収集についての明瞭かつはっきりとした通知を消費者に提供し、消費者に当該データの収集及び利用を制限又は拒否することを認める適切な選択の仕組みを提供しなければならない。事業者は、位置情報データ、健康情報、金融情報又は子どもに関する情報等、慎重に扱うべき機密データを収集する前に、明示的な同意を消費者から得なければならない。
- iv. 事業者は、モバイル・オンライン決済におけるデータの収集及び利用に関し

て透明性を有していなければならない。事業者は、次の事項について説明しなければならない。：i) 消費者から個人データを収集し、保存する理由；ii) 当該情報の利用及び／又は共有方法；iii) 消費者が利用できる管理方法。

- v. 様々な種類の機器で分かりやすく、容易にアクセスできる標準化されたプライバシー開示及び選択の仕組みが、ステークホルダー（利害関係者）によって開発されなければならない。この開示は、決済取引の適切な時点において、明瞭かつ一貫性のある方法で提供されなければならない。

### C. セキュリティ (Security)

#### 概 要

2002年セキュリティ・ガイドライン（OECD, 2002, Part III）は、以下に挙げるモバイル・オンライン決済取引のセキュリティに関する9つの補足的な原則を含む。：

- ・ 認識の原則（Awareness principle）。取引参加者は、情報システム及びネットワークのセキュリティの必要性和セキュリティを強化するために可能であることについて認識しなければならない
- ・ 責任の原則（Responsibility principle）。全ての取引参加者は、情報システム及びネットワークのセキュリティに責任を負う
- ・ 対応の原則（Response principle）。取引参加者は、セキュリティに係る事件の防止、発見及び対応のために、タイムリーに協力的方法で行動しなければならない
- ・ 倫理の原則（Ethics principle）。取引参加者は、他者の正当な利益を尊重しなければならない
- ・ 民主主義の原則（Democracy principle）。情報システム及びネットワークのセキュリティは、民主主義社会の本質的な価値に適合しなければならない
- ・ リスクアセスメントの原則（Risk assessment principle）。取引参加者は、リスクアセスメントを実施しなければならない
- ・ セキュリティの設計及び実施の原則（Security design and implementation principle）。取引参加者は、情報システム及びネットワークの本質的な要素としてセキュリティを組み込まなければならない
- ・ セキュリティマネジメントの原則（Security management principle）。取引参加者は、セキュリティマネジメントに対する包括的アプローチを採用しなければならない
- ・ 再評価の原則（Reassessment principle）。取引参加者は、情報システム及びネットワークのセキュリティを再検討及び再評価し、セキュリティの方針、実践、方法及び手続の適切な修正を行わなければならない

電子認証に関する2007年勧告は、OECD加盟国は、特に、取引参加者の情報及び

本人認証のセキュリティ及びプライバシーに関する彼らのニーズを満たすため、技術的・非技術的な安全措置を含む、健全な商慣行を具体化する電子認証製品及びサービスの開発、供給、及び利用を促進しなければならないと規定する（OECD, 2007b）。

モバイル商取引に関する2008年政策ガイダンスは、消費者のデータが漏洩等、侵害された場合及び／又はモバイル商取引の参加者が金銭上の損害を被った場合、適時かつ効果的な救済方法を消費者に提供することは、モバイル商取引の参加者にとって有益であると規定する（OECD, 2008, Section IV）。

問題：決済セキュリティ

適正なセキュリティ環境がなければ、電子商取引の決済において提供される取引データは、紛失、盗難又はその他の形で濫用される可能性がある。この事態は、機器が紛失、盗難又はその他のセキュリティ侵害を受けるリスクがより高いモバイル機器を利用した決済の場合に特に懸念される。当該状況において、セキュリティ・リスク、及び潜在的な消費者の損害は、収集される消費者の個人データの量が多くなるほど増大する。技術の進歩は、データセキュリティの進展の可能性を提供するが、一部の消費者は、保護の水準に対して懸念を有しており、このような消費者の懸念は、モバイル決済の利用を妨げる可能性がある。「エンドツーエンド」暗号化やダイナミックなデータ認証を採用するモバイル機器は、それを利用すれば、消費者の懸念への対処として有用であり、それによって、モバイル決済における消費者の信頼が高まることになる。

ガイダンス

モバイル・オンライン決済で収集及び利用される消費者の決済データのセキュリティを保護するために：

- i. 決済事業者は、決済システムのセキュリティを保護するための適切な措置を導入し、決済に関わる消費者データにアクセスする全ての団体による当該措置の採用を奨励しなければならない。
- ii. 消費者への通知に加えて、決済事業者は、消費者のデータが漏洩するなどのセキュリティ侵害及び／又は消費者がセキュリティ侵害により金銭的な損害を被った場合、適時かつ効果的な救済方法を消費者に提供しなければならない。
- iii. ステークホルダー（利害関係者）は、決済セキュリティの問題、及び消費者が当該取引において自らを守るために講じることができる措置について、消費者の意識を高めるよう連携しなければならない。

#### D. 確認プロセス（Confirmation process）

概 要

電子商取引の決済は、いくつかの段階に分けられる全体的な取引プロセスの一部

である。それらのプロセスは以下の段階を含む。

- ・ 契約前の段階：消費者は、製品、取引及び事業者に関する情報を提供される。消費者は、取引を行うか否か決定をするために当該情報を利用する。
- ・ 契約段階：消費者が取引に同意することによって、決済の処理へと進む。
- ・ 契約後の段階：消費者は、注文を行う際に生じたあらゆるエラーを修正することを求めることができる。必要な場合は、撤回する権利を行使できる。

消費者の購入を行う意思に関する不明確さを避けるため、1999年電子商取引ガイドラインは、消費者は購入を完了する前に、以下の事項を行わなければならないと示す。：a) 購入を希望する製品又はサービスを正確に特定すること；b) あらゆるエラーを確認し修正すること、又は注文を修正すること；c) 情報に基づいて慎重に検討した上で購入に同意すること、；d) 完全に正確な記録を保持すること。それに加えてガイドラインは、取引が完了する前に、消費者は取引をキャンセルすることができなければならないと定める（OECD, 1999, Part II, Section IV）。

モバイル商取引に関する2008年ガイダンスは、消費者がモバイル機器を使って購入決定を行う前に、完全な契約情報にアクセスすることが難しい場合があると指摘する。モバイル機器を利用する消費者は、契約を締結する前に、注文した製品やサービスを確認し、あらゆるエラーを訂正することができるように、取引案に関する明瞭かつ完全な情報を提供されなければならないと規定する。消費者はまた、契約の条件を含む、取引に関する十分な記録を保持又は印刷することができる機会を提供されなければならないと規定する。

#### 問題：取引の不確実性

場合によっては、電子商取引を通じて製品を購入する消費者は、いつ取引を完了したか理解していない場合がある。例えば、モバイル機器を利用し、モバイルアプリケーション（apps）を通して、移動中に素早く購入決定を行う（“on the go”）状況下で購入を行う消費者は、ただアイコンをクリックすることによって、購入に同意したことになり、支払義務が生じることを理解しない場合がある。結果として、消費者は、購入するつもりではなかった製品について代金を請求されることになる。他方、消費者は、不注意で誤った決済情報を提供し、知らないうちに取引がキャンセルされ又は拒否される結果となる場合がある。状況次第では、消費者がこのようなことが生じたことに気付かない場合もある。例えば、確認プロセス中に、モバイル機器の接続が切れた場合等は、取引の状況について不確かさが残ることがある。

#### ガイダンス

取引が完了し、支払義務が発生したこと又は取引が完全に処理されていないことを消費者が理解するために：

- i. 消費者が取引を完了するために従う必要のある手順のように、消費者が取引を締結することにより義務を負う時点、支払義務が生じる時点は、明瞭かつはっきりと示されなければならない。消費者はまた、取引が完了する前に、決済情報を確認する機会、又は取引自体をキャンセルする機会を提供されなければならない。
- ii. 決済情報が提供された取引が完全に処理されていない場合は、消費者に明確な通知がなされなければならない。

#### E. 子ども (Children)

##### 概 要

1999年電子商取引ガイドラインは、提示された情報を十分に理解する能力を持たない可能性のある子どもを対象とした製品の広告又はマーケティングにおいて、事業者は、特別な注意を払わなくてはならないと規定する (OECD, 1999, Section II, Part II)。

モバイル商取引に関する2008年政策ガイダンスは、モバイル機器を利用できる子どもが、保護者が知ることなく又は保護者の同意なく、モバイル機器を使って製品を購入した場合に生じ得る問題の例を提示する (OECD, 2008, Section III)。この問題は、決済を行う前に、子どもが適切な認証を与える必要なく、購入が行われるモバイル機器の場合に顕著である。この問題に対処するために、モバイル商取引に関する2008年ガイダンスは、ステークホルダー (利害関係者) が以下の事項を行うことを規定する。:

- ・ 子供が携帯電話を利用することから生じる請求の総額を制限する上限額を設定する機能を保護者に提供すること。例えば、テキストメッセージ数の制限、又はダウンロードによる購入金額の制限等である
- ・ ユーザーが取引の種類を制限できるようにモバイル機器が設計されることを奨励すること
- ・ 請求金額が設定した上限額を超えた場合に保護者に警告/通知を送信することをモバイル事業者に奨励すること

消費者教育に関する委員会の2009年勧告はさらに、親と子どもそれぞれのオンライン上の責任とオンライン上で製品を売るために頻繁に使用されるテクニックについて、親と子どもを教育することが重要であると規定している (OECD, 2009a, Annex II)。

問題: 子どもによる製品・サービスへのアクセスにより発生する料金

電子商取引を通じて製品を購入するために、購入ごとに金融情報を入力する必要のないインターネットやモバイル機器を利用することが増えており、パスワードを入力することなく何度も購入することができるオンラインゲーム又は“アプリ

(apps)”により発生する料金等、子どもは多くのリスクにさらされている。ほとんどの国では、一般に子どもは、支払義務を確定させる法律上の行為能力を有しないが、モバイルアカウントに一旦ログインすると、アカウントの所有者がそれを知り、又は同意することなく、料金を負担する立場となり得る。その場合、購入が無効となり得る。これらの状況は多くの場合、親や保護者によって子どもが利用可能となる機器によって生じている。“無料（free）”と表示されながら、特定の商品やコンテンツにアクセスするために支払を要求する製品を子どもが利用してしまうことに関する問題が多く、の国々で生じている。

### ガイダンス

親や保護者が、子どもの製品及びサービスについてのモバイル・オンライン決済を監視・制限できるようにするために、事業者、政府、及びその他のステークホルダー（利害関係者）は、次の事項を行わなければならない。：

- i. セクション A、問題 1 の「決済に関連する情報へのアクセス及び読みやすさ」にあるガイダンスに従い、親及び保護者に対して、子どもによって料金が発生する可能性のある商品又はサービスを子どもが購入し又はアクセスする前に、商品・サービスの取得、アクセス又は利用によって発生し得る費用に関する、明瞭で見やすく、容易にアクセスできる情報、及びこれらの費用を回避する方法に関する情報を提供しよう協力して取り組まなければならない。
- ii. 子どもによって行われる決済が、親又は保護者の承認に服することを確保する効果的な仕組みを開発すること。
- iii. 親又は保護者が、子どもが購入を行うことに許可を与えることに対して様々な管理を行使できるツールを開発すること。例えば、親の明示的な同意なく子どもが購入を行うことを防ぐツール又は親・保護者が一定期間にアカウントに請求される総額に上限を設定できるツールである。
- iv. そのようなツールが利用できることを明瞭かつ見やすい方法で保護者及び親権者に対し知らせること

### F. 決済事業者、決済手段間で異なる保護の水準

#### (Varying levels of protection among payment providers and payments vehicles)

#### 概 要

1999年電子商取引ガイドラインは、決済システムの不正利用又は詐欺的利用に対する消費者の責任制限及びチャージバックの仕組みが、消費者の信頼の向上及び発展のための強力なツールを提供すること、また電子商取引において、それらの利用が奨励されなければならないと規定する（OECD, 1999, Part II, Section V）。

複数の裁判管轄における本原則の実施については、政府や事業者が講じた措置を

通じて大きな進展が見られる。多くの事例において、これらの保護は、決済システムの不正利用や詐欺の利用を超えて、不適合品や製品の未着に関する問題まで対象としている。しかしながら、保護の水準は、複数の裁判管轄内外において、以下の事項により異なる。すなわち、

・使用される決済手段。大部分の OECD 加盟国では、消費者は、ペイメントカードを利用して決済が行われる場合、強力な法的保護だけではなく、金融仲介業者によって提供される補完的な決済に関連する保護を享受する。消費者は、銀行デビットについての法的保護も享受することができる。かかる保護は、決済を行うために利用される機器にかかわらず適用されることに留意しなければならない。例えば、これには、ペイメントカードにリンクする支払に NFC (near-field communication technology: NFC) 技術が利用される状況が含まれる。保護は、不正な請求(請求又は処理におけるエラー、ペイメントカードの紛失や盗難の場合、又は、カード情報の盗難又は悪用された場合等から生じる不正取引)に関連する問題を対象とする。製品の適合性や配送に関連する問題も対象となる。ペイメントカードに付随する保護は、カードのスポンサーとなっている企業及び／又はカードが発行された法域によって異なり得る。消費者の権利の水準もまた、同一の企業内でもカードの種類で異なる。一般に、クレジットカードは、デビットカード又はバンクデビットよりもより高い水準の保護がある。デビットカードやバンクデビットの場合、消費者は、通常、不正な請求について様々な責任制限措置を受けられるが、製品の適合性や配送に関する問題の場合、保護は欠如している。デビットカードの利用に関する保護の水準に関する不確実性の一定の水準は、以下に挙げる要因から生じることがある。: i) 権利及び義務に関する消費者の意識が低いこと、; ii) カードを発行する金融機関による、消費者の権利及び義務に関する透明性が足りないこと; iii) この分野におけるカードスキーム規則の多様性。さらに、多くの OECD 加盟国において、プリペイドカードやギフトカードのストアドバリュー型の金銭の使用又は携帯電話の請求による決済と関連する制定法上の保護は、極めて少ないか又は全くないかである。

・取引に関与する当事者。国によっては、一般に金融機関として扱われない機関(例えば、モバイル事業者等)によって提供される決済の仕組みは、銀行又はその他のクレジット提供者と同一の消費者保護の規制に服さない。他の法域では、モバイル事業者を含む全ての決済事業者が、決済プロセスに参加する場合は同一の規制に服する。

#### 問題 1 : 消費者保護に関する情報

消費者が入手できる決済事業者が提供する様々な権利及び保護に関する情報は、

多くの場合、購入時には入手できない。これが、様々な資金源の相違を理解していない消費者にとって状況を複雑にしている可能性がある。例えば、そのような情報を入手するのにカードの所有者は発行会社に電話をするか、又は、郵送で情報を送付してもらうよう依頼しなければならない。適用される法律及び規制に関する関連情報にアクセスが困難であることもある。これが、消費者が製品購入時に自己の権利について知ることを困難にしている。事業者によって供給される製品の決済がモバイル事業者等の第三者によって請求される場合、状況は更に複雑になる。

### ガイダンス

消費者が、決済取引における自己の権利・義務について十分に知らされることを確保するために：

- i. 政府、決済事業者、事業者、市民社会及びその他ステークホルダー（利害関係者）は、消費者が次の事項について判断するために容易にアクセスできる仕組みを提供するよう協力しなければならない。：a) 購入を行う時に自己の権利及び保護がどのようなものか；b) 利用する決済の仕組み等の要因に基づいて、保護（責任の制限、返品、交換、割引及び返金方針・手続を含む）の水準が異なるのか。
- ii. 国境を越えた取引に関与する決済事業者は、彼らの決済の仕組みの利用に関連する消費者の権利及び保護が、国境を超える取引の性質によっていかなる影響を受けるか、取引の条件において明確に示さなければならない。
- iii. 決済事業者、事業者、市民社会及びその他のステークホルダー（利害関係者）は、決済の選択肢及び関連する保護に関する問題について消費者を教育し、重要な事項に関する消費者の意識を向上させるよう協力しなければならない。

### 問題2：決済保護の水準

消費者は、たとえかかる補償についてプレミアムを支払ったとしても、高い保護水準を提供する決済の仕組みを利用することによって、相当の利益を受けることができる。このような保護は、消費者が詐欺や不正な決済の被害者となった場合に、かかる仕組みがなければ生じていたであろう損害を回避するのに役立つ。かかる状況において、決済事業者は救済を得るための効果的な手段を提供する。これは特に、消費者が問題を追及するために限られた手段しか持たない、国境を越えた取引の場合に重要となる。

### ガイダンス

取引に関する問題の場合に備えて、消費者が適切な救済を与えられることを確保するために：

- i. 政府及び決済事業者は、利用される決済方法にかかわらず、モバイル・オンライン決済取引のための最低限の消費者保護の水準を構築するために協力しな

なければならない。かかる保護は、全てのモバイル・オンライン決済に関連する詐欺的、不正な請求に関する規制の又は業界主導による責任制限の仕組みを含まなければならない。

- ii. 政府及び決済事業者は、a) 複数の裁判管轄において、支払保護ルールの調和が有益となり得る他の分野を調査し、; b) 支払に関する保護の水準が異なる場合、国境を越える取引に関する問題について、最善の対処方法を明確にするよう努めなければならない。

**G. 詐欺的、誤認的、欺瞞的及びその他の不公正な商行為**

**(Fraudulent, misleading, deceptive and other unfair commercial practices)**

**概 要**

1999年電子商取引ガイドラインは、電子商取引に従事する事業者に対し、消費者の利益に適切な配慮をし、公正な事業、広告及びマーケティング慣行に従って行動するよう求める（OECD, 1999, Part II, Section II）。事業者は：a) 詐欺的、誤認的、詐欺的又は不公正とみられる表示又は省略、その他のあらゆる行為を行ってはならない、; b) 決済システムの不正利用及び詐欺的利用に係る消費者の責任制限、及びチャージバックの仕組みを構築するよう奨励される。さらに、詐欺的、誤認的かつ不公正な国境を超える商行為に対処するために、各国の政府は、情報交換、協調、コミュニケーション及び共同行動を通じて、国際的なレベルで協力することが求められている。

国境を越えた詐欺に関する2003年ガイドラインは、政府の政策に関して追加的なガイダンスを規定する。これらのガイドラインは、事業者及び個人を巻き込む詐欺的及び欺瞞的な商行為を制限、防止及び阻止するのに役立つ枠組みの導入を政府に奨励する。

特に、ガイドラインは、政府は次の目的のための効果的な仕組みを提供しなければならないとする：a) 詐欺的及び欺瞞的な商行為の発生に関する情報及び証拠を適切に調査、保存、入手、共有する；b) 事業者及び個人が詐欺的及び欺瞞的な商行為に関与することを防止する；c) 詐欺的及び欺瞞的な商行為の被害者である消費者に補償を付与する（OECD, 2003, Section II, A）。

加えて、政府は以下の事項を行うことを求められる。：

- ・ 詐欺的及び欺瞞的な商行為に対処することを目的とし、消費者保護執行機関及びその他の法執行機関の間の協力及び情報の共有のための仕組みを開発する
- ・ 国内の枠組みを再検討し、詐欺的及び欺瞞的な商行為から消費者を保護することを目的として策定された法を執行するにあたり、効果的な国境を越えた協力を行う際の障害を特定し、適切な場合には、あらゆる障壁を克服するための国

内立法の採用又は改正を含めた、国内の枠組みの変更について検討する  
・必要に応じて、共同のイニシアチブに着手することにより、詐欺的・欺瞞的な商行為について消費者を教育する

電子認証に関する2007年ガイダンスは、オンライン上の関係に関与する当事者によって主張される身元に関して一定水準の保証を提供することによって、電子認証は、隔地間の取引に固有の不確実性を減少させ、その結果として、電子的な意思の疎通における信頼を高め、オンライン上の脅威及び犯罪行為により広く対処することができる」と規定する。

さらに、ガイダンスは、OECD加盟国は、電子認証を利用することによる利益について、国内及び国際的なレベルで、非加盟国を含む全ての取引参加者の意識を高めるための措置を講じなければならないと規定している（OECD, 2007b）。

これらのガイドラインが策定されてからの決済システムの発展は、電子商取引における詐欺的、欺瞞的及び誤認的な商行為のリスクを減少させるのに大いに貢献してきた。しかしながら、これらの問題は、例えば、“アプリ（apps）”を用いる等、新しい形態でモバイル機器上でこれらの行為に直面している消費者にとって、依然として、不安のある分野である。

#### 問題1：一貫性のない決済に関連する情報

場合によって、価格及びその他の決済に関連する問題に関して消費者に提供される情報は、誤認的で一貫性がなく、矛盾している。

#### ガイダンス

不実表示を防ぐために：

事業者は、価格及びその他の決済に関連する事項について、誤認的又は欺瞞的な情報を消費者に提供してはならない。価格及びその他の決済に関連する事項に関する情報は、決済取引を通して一貫してなくてはならない。虚偽又は誤認的な決済に関連する情報を消費者に提示し、その後の取引の過程で正しい情報を提供する慣行は許容されてはならない。

#### 問題2：更新可能な契約、更新可能な定期契約及び反復購入

消費者は購入時に、取引の条件が製品の自動的な反復購入、自動契約又は定期契約の更新の規定を含んでいることをはっきりと伝えられない場合がある。例えば、オンライン上でソフトウェアを購入した消費者が、エンドユーザーライセンス契約において、契約が満了した時に契約を更新する選択肢があることを知らされたが、実際には、契約が自動的に更新され、求めていなかった製品ののための代金を請求されるといういくつかの事例がある。他の事例では、携帯電話により着信音を購入した消費者が、購入と同時に継続的なサービスへの申し込みを行っていたことに気付

かなかったというものがある。

#### ガイドンス

消費者が自動的な反復購入及び自動契約、定期契約について適切に情報を与えられることを確保するために：

- i. 事業者は、商品又はサービスのオファーが以下の事項にあたる場合、取引過程の初期段階で明瞭かつはっきりと消費者に情報を与えなければならない。：
  - オファーが製品の反復購入又は申込みを含んでいる、又は他の製品の反復購入や申込みと結び付いていること
  - 消費者がキャンセルするための手続をしない限り、更新される契約又は申込みを含んでいること（ネガティブオプション請求）。これは、繰り返し発生するあらゆる請求の総額及び頻度についての情報開示が含まれなければならない
- ii. 消費者は、契約の自動的な更新及び継続的な請求の解除について明瞭で利用しやすい手続を提供されなければならない。このような手続は、取引を確認する際に消費者に伝えられなければならない。
- iii. 消費者によって当該選択権が放棄される場合を除いて、自動的な反復購入が行われる場合又は申込みが自動的に更新される場合は、（消費者に対し）通知が行われなければならない。このような通知は、消費者が購入又は更新をキャンセルできるように、十分に前もって行われなければならない。この通知は、キャンセル方法についての情報を含まなければならない。
- iv. 決済事業者は、消費者に対する反復購入、自動的な申込み及び契約の更新に関する適切な警告及び通知の提供を確保するよう、事業者と協力して取り組まなければならない。

#### 問題3：予想外の請求

消費者は、無料だと思った製品、承認していない製品、又は知らずに購入した製品について料金を請求されることがある。例えば、トライアル・サービス期間が終了した後に、消費者が十分な通知を受けることなく、自動的に製品の料金を請求されるという苦情が申し立てられている。さらに、消費者によって直接的な費用の負担なく購入又は入手された“アプリ (apps)”（いわゆる“無料 (free)”の“アプリ (apps)”）に関連する請求についての問題が報告されている。多くの事例では、消費者は、“アプリ (apps)”に関連する又はより高い機能の製品やサービス（“in-app”アプリ内課金）に追加料金が適用されることを知らなかった。モバイル事業者による携帯電話の請求書の決済において、消費者は、“クラミング (cramming)”として知られている慣行に関する問題も報告している。クラミングによって、a) 消費者が承認しなかった購入、b) 消費者が受け取っていない製品、又はc) 消費

者が信じさせられた価格よりも高額な製品の料金及び手数料が携帯電話料金の請求に対して行われる。多くの場合、このような請求は第三者によって行われる。

### ガイドンス

トライアル期間終了時又は“アプリ（apps）”等の製品の利用が新たな手数料を生じさせる時に生じ得る予想外の追加請求から消費者を保護するために：

- i. 製品が、一定期間（すなわち、「トライアル期間」）に有利な条件で消費者に提供される場合、トライアル期間の長さ及びトライアル期間が経過した時点で発生する手数料についての情報が明瞭かつ見やすい形で消費者に提供されなければならない。商品及びサービスの購入を中止する方法についての情報も提供されなければならない。
- ii. トライアル期間を超えて有料の関係を継続するためには、消費者が追加料金を支払う前又は料金が発生する前に、消費者の同意が得られなければならない。
- iii. 製品の利用が追加料金を生じさせる場合、そのことが消費者に伝えられなければならない。かかる料金についての消費者の同意が要求されなければならない。

特に、携帯電話料金の請求において、第三者からの予想外の請求から消費者を保護するために：

- i. 事業者は、第三者が商品及びサービスのための料金を請求書に含めることを制限又はやめさせるための選択肢を消費者に提供しなければならない。これは、子どもにより使用される個人アカウント等、サブアカウントへの請求をやめさせることが含まれる。
- ii. 消費者の明示的な承認及び当該請求を制限又はやめさせる方法の説明が行われることなく、第三者の請求が消費者のアカウントに対して行われる時には、事業者は明瞭かつ目立つように消費者に知らせなければならない。
- iii. 事業者は、消費者がアカウントへの請求に異議を唱え、返金を受けられるための明瞭かつ一貫性のある手続を確立しなければならない。

“アプリ内（in-app）”課金に関連する予想外の請求から消費者を保護するために、事業者は以下の事項を行わなければならない。：

- i. 消費者が“アプリ（app）”を利用するかどうか、又は可能な場合には、利用を制限するかどうかを十分な情報を得た上で選択することができるように、購入を行うために“アプリ（app）”を利用する可能性、及び“アプリ（app）”を利用することに含まれる可能性のある費用に関して、明瞭で、見やすく、一貫

性がありかつ容易にアクセスできる情報を消費者に提供する。

- ii. “アプリ内 (in-app)” 課金について消費者の明示的な同意を得ること。

#### 問題4：消費者の信頼

近接性に基づかない電子商取引は、伝統的な小売環境にはない多くのリスクを提起する a) 消費者は供給者の身元や信頼性を容易に確認できないことが多い。また、b) 消費者は、小売店で購入する場合と同じように、購入前に製品を評価することができない。多くの場合は ID 盗用による、不正な購入及び請求は、この点で、消費者にとって引き続き深刻な問題である。決済事業者及び事業者は、このようなリスクに対処するための新しい方法を開発してきたが、多くの消費者は依然として、地域の小売店での伝統的な購入よりも、このような購入に関連するリスクが著しく高いことを理解している。このことは、消費者が新しい決済の仕組みを採用することに抵抗を示すという結果につながる可能性がある。

#### ガイダンス

消費者の信頼を高めるため、決済事業者、事業者その他のステークホルダー（利害関係者）は、以下の事項を行わなければならない。：

- i. 決済の詐欺を防止するのに役立つ効果的な慣行及び規制手段を開発するよう協力して取り組むこと。
- ii. 消費者が、欺瞞的で、誤認的かつ詐欺的な行為を発見し、自分を守るのに役立つ手段を開発する。これには、不正なアカウントの利用が疑われる場合、それをリモートで凍結させるための手段を消費者に提供すること、利用されると決済が行われる可能性のある携帯電話及び“アプリ (apps)” を無効にできるようにすることが含まれる。
- iii. 電子認証システムの有効性を向上させるために協力して取り組むこと。
- iv. 消費者保護を目的とする詐欺を禁ずる包括的なプログラムの開発及び実施に取り組むこと。それには、詐欺的、欺瞞的で誤認的な商行為に関わっている、又は加担しているように疑われる事業者・モバイル及びオンラインアプリケーション・プロバイダーからのインストール及び取引を行わないことが含まれる。

### H. 紛争解決と救済 (Dispute resolution and redress)

#### 概要

1999年電子商取引ガイドラインは、国境を越える取引に特別な注意を払い、消費者の苦情に対処し、消費者の紛争を解決するため、裁判外代替紛争処理 (alternative dispute resolution: ADR) の仕組みを含む、公平、効果的で透明性を有する自主規制の政策及び手続を利用及び開発し続けるために共に取り組むことを事業者、消費者の代表及び政府に求めている (OECD, 1999, Part II, Section VI, B)。これらの

自主規制手続は、それぞれの裁判管轄で利用できる法的救済措置だけにとどまらない。紛争解決と救済に関する2007年ガイドラインは、この基本原則（プリンシプル）について詳細に論述しており、かかる手続の枠組みを規定する。後者（2007年）のガイドラインは、ペイメントカードの発行者が商品及びサービスのための取引から生じる紛争の救済を自発的に消費者に提供することを奨励する。本ガイドラインは、そのような保護は、未配送又は不適合製品及びサービスの決済についての支払に関する消費者の責任制限を含めなければならないと示唆する（OECD, 2007, Annex, Section IV, 2.c）。

2008年モバイル取引に関するガイダンスは、モバイル事業者、モバイル端末販売業者、ウェブサイト運営業者、モバイル・アグリゲータ及び政府に対し、消費者の苦情に対処し、複雑なモバイル商取引から生じる消費者の紛争を解決するため、公平、効果的かつ透明性を有する自主規制の仕組み、政策、及び手続を確立するために共に取り組むことを勧告する。本ガイダンスはさらに、消費者満足のための規範（コード）、チャージバックの仕組み、裁判外代替紛争処理（ADR）サービスといった紛争解決及び救済の実施を検討することを市場参加者に勧告する（OECD, 2008, Section II and OECD, 2007）。

#### 問題1：当事者の役割と責任

紛争への対応及び解決において、取引に関与する当事者の役割及び責任は明らかでないことが多い。そのことは、問題が生じた場合に消費者がどこに救済を求めるのかを分かりにくくする。このことにより消費者が満足のいくやり方で問題を解決することに遅れが生じ、ある場合には、救済を受けられないことがある。

#### ガイダンス

消費者が紛争解決及び救済の仕組みを適切に利用できることを確保するために：

- i. 政府、決済事業者、プラットフォーム事業者及びその他のステークホルダー（利害関係者）は協力し、決済に関連する紛争に対処するために消費者が利用できる選択肢、及び問題が発生した際に従うべき手続を明確にするために協力して取り組まなければならない。これは、次の事項を含まなければならない：
  - 決済に関連する問題に対応するために連絡すべき当事者及び連絡方法についての明瞭な情報
  - 満足のいくやり方で事業者及び決済事業者との間で問題が解決されなかった場合、規制当局、法執行機関、オンブズマン、又は自主規制団体に対して行うことができる照会についての情報。
- ii. 電子商取引に関与する決済仲介事業者は、適切で低い費用で利用しやすい紛争解決と救済システムを消費者に提供するよう奨励されなければならない。

- iii. 消費者が払戻しの権利を与えられる場合、当該払戻しは不当な遅滞なく行われなければならない。
- iv. 電子商取引に関与する決済仲介事業者は、紛争解決を促進させるため、個々の課金に関する十分でアクセスしやすい消費者の認証の記録を保持することをアグリゲータ等の第三者に対して求めることを検討しなければならない。

#### 問題2：救済を求めるための費用

電子商取引に関わる紛争を解決するために必要な費用、時間及び労力は著しく大きなものとなる可能性があり、このことは、特に低い価格の取引について消費者が救済を求めることを妨げることがある。低い価格の電子商取引で問題が生じ、事業者と直接的には紛争が解決できない場合、消費者が従来の訴訟を遂行するにはあまりにも多くの時間と費用を要する。結果として、消費者は、敢えて紛争解決プロセスに関与しようとはせず、金銭的損害を受けることになる。

#### ガイダンス

有益な紛争解決と救済の仕組みを消費者に提供するために：

政府、決済事業者、販売事業者及びその他のステークホルダー（利害関係者）は、とりわけ、低い価格の取引を含む決済に係る苦情を解決することを促進する、低い費用で利用しやすい裁判外代替紛争処理（alternative dispute resolution: ADR）及び救済の仕組みを開発しなければならない。このような仕組みは、効果的なオンライン紛争解決システムを含む。裁判外代替紛争処理及び救済の仕組みは、適用法によって認められる他の形式での救済を求めることを妨げてはならない。

#### 参考文献

- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) (1980), *OECD Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data*, [www.oecd.org/document/18/0,3746,en\\_2649\\_34223\\_1815186\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/18/0,3746,en_2649_34223_1815186_1_1_1_1,00.html).
- OECD (1999), *Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce*, OECD, Paris, [www.oecd.org/dataoecd/18/13/34023235.pdf](http://www.oecd.org/dataoecd/18/13/34023235.pdf).
- OECD (2002), *OECD Guidelines for the Security of Information Systems and Networks*, OECD, Paris, 2002, [www.oecd.org/sti/ieconomy/15582260.pdf](http://www.oecd.org/sti/ieconomy/15582260.pdf).
- OECD (2003), *OECD Guidelines for Protecting Consumers from Fraudulent and Deceptive Commercial Practices Across Borders*, OECD, Paris, [www.oecd.org/sti/crossborderfraud](http://www.oecd.org/sti/crossborderfraud).
- OECD (2007a), *OECD Recommendation on Consumer Dispute Resolution and Redress*, OECD, Paris, 2007, [www.oecd.org/dataoecd/43/50/38960101.pdf](http://www.oecd.org/dataoecd/43/50/38960101.pdf).
- OECD (2007b), *OECD Recommendation on Electronic Authentication and OECD*

*Guidance for Electronic Authentication*, OECD, Paris, 2007, [www.oecd.org/sti/ieconomy/38921342.pdf](http://www.oecd.org/sti/ieconomy/38921342.pdf).

OECD (2008a), *Policy Guidance for Addressing Emerging Consumer Protection and Empowerment issues in Mobile Commerce*, *OECD Digital Economy Papers*, No. 149, OECD Publishing, doi: 10.1787/230363687074.

OECD (2008b), *Policy Guidance for Protecting and Empowering Consumers in Communication Services*, OECD, Paris, [www.oecd.org/dataoecd/49/38/40878993.pdf](http://www.oecd.org/dataoecd/49/38/40878993.pdf).

OECD (2009a), *Consumer Education, Policy Recommendations of the Committee on Consumer Policy*, OECD, Paris, October, [www.oecd.org/dataoecd/32/61/44110333.pdf](http://www.oecd.org/dataoecd/32/61/44110333.pdf).

OECD (2009b), *OECD Policy Guidance on Online Identity Theft*, in *OECD, Online Identity Theft*, OECD Publishing, doi: 10.1787/9789264056596-5-en.

OECD (2010), *Consumer Policy Toolkit*, OECD, OECD Publishing, doi: 10.1787/9789264079663-en.

OECD (2012), *Report on Consumer Protection in Online and Mobile Payments*, OECD Digital Economy Papers, No. 204, OECD Publishing, doi: 10.1787/5k9490gwp7f3-en.

OECD (2013), *Revised Recommendation of the Council concerning Guidelines governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data*, OECD, Paris, 2013, [www.oecd.org/sti/ieconomy/2013-oecd-privacy-guidelines.pdf](http://www.oecd.org/sti/ieconomy/2013-oecd-privacy-guidelines.pdf).

## EU 決済サービス指令2015 (PSD2)

監訳 杉浦 宣彦\*  
      吉田 祈代\*\*  
      山本 千恵子\*\*\*

訳者はしがき

### 1 PSD2の概要

2007年に欧州委員会により採択された Payment Service Directive (欧州決済サービス指令, 以降, 「PSD1」とする)<sup>1)</sup>は決済サービス業者の責任や決算完了期間までの期間短縮等では一定の効果をあげていた<sup>2)</sup>が, その後, 新たな決済サービスの登場により, 対象になるのか疑義のあるケース等も増えてきたことや, PSD1で認められてきた適用除外条項について加盟国での状況に相当な相違が発生し, クロスボーダーでの金融サービスが当たり前の欧州内で法的にも様々な不明確さが指摘されるようになってきたこと<sup>3)</sup>から, 2013年以降改正作業が本格化し, 2015年11月に PSD1の改正案(以降 PSD2とする) が採択された。加盟国は2018年1月までに

---

\* 所員・中央大学大学院戦略経営研究科教授

\*\* 嘱託研究所員・神戸地方裁判所判事

\*\*\* 中央大学大学院戦略経営研究科博士課程後期課程在学中

1) 吉村昭彦・白神猛「欧州における決済サービスの新たな法的枠組み: 決済サービス指令の概要」金融研究28巻1号119頁。

2) Study on the Impact of Directive 2007/64/EC on payment services in the internal market and on the application of Regulation (EC) No 924/2009 on Cross-Border Payments in the Community Final Report(2013) at 273.

3) European Commission, Payment Services Directive and Interchange fee Regulation: frequently asked questions, Memo13/719.

PSD2を国内法化しなければならないことになっている<sup>4)</sup>。改正案ということもあり、PSD2への改正においてもその構成自体に大きな変りはないが、新たな決済サービス事業者がPSD2の規制対象となったことは大きな変更点の一つである。その新決済サービス事業者として Payment Initiation Service Provider (決済指図伝達サービス業者。以降、「PISP」とする) や、 Account Information Service Provider (口座情報サービス業者。以降、「AISP」とする) が明記された<sup>5)</sup>が、その背景には、金融機関の保有する口座情報や決済の仕組みを第三者に開放するオープン API (Application Programming Interface) が欧州では活用されており、そのオープン API を活用する FinTech の中心的なプレーヤーとして中間的事業者の存在価値の高まりがある<sup>6)</sup>。PSD2は、これら中間的事業者への参入規制等を設定することで、取引関係者間での適切なリスク分担を図ることを目的としており、その他、決済サービス業者が事務リスクやセキュリティ・リスクの管理態勢を整備しなければならないとする規定や、強力な顧客認証手段を用いなければならないとする規定も、PSD2における新設事項である。

PSD2は、具体的に「決済サービス業者 (payment service provider)」や、「決済サービス (payment service)」に関するルールを定めている。「決済サービス業者」とは、①銀行、②電子マネー機関、③各国法上決済サービスを行うことを認められている郵便振替機関、④決済サービス機

---

4) これを受けて、加盟国では、PSD2についての解説等を監督当局や決済機関で公表している。例えば、英国では、“The Second Payment Services Directive (PSD2) -A briefing from Payments UK” <https://www.paymentsuk.org.uk/sites/default/files/PSD2%20report%20June%202016.pdf>などを参照することができる。

5) PISP や AISP に関する説明については [http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-15-5793pdf](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-15-5793pdf) 参照。また、日本語では金融庁金融審議会 金融制度 WG 第2回資料「決済に関する中間的業者に係る欧米における制度面での対応等」参照。

6) 欧州の Open API の状況等については、杉浦宣彦・福田好郎「オープン API を巡る議論のあるべき方向性」『金融財政事情』38頁2016年7月11日号(3174号)で解説している。

関、⑤公的資格で行為をしていない場合における欧州中央銀行および各国中央銀行、⑥公的資格で行為をしていない場合における加盟国および加盟国の地方政府、⑦決済サービスを提供するものの少額取引であることを理由として認可に関する手続の適用除外となる者、⑧口座情報サービス業者、である。そのうえで、④の決済サービス機関は、欧州域内で「決済サービス」を提供することについて PSD2のもとで認可を得た者であると定義し、「決済サービス」の事業内容については、

- ①決済取引のために利用者が持っている決済口座への現金入金サービスや決済口座の事務処理
  - ②決済口座からの現金出金サービスや決済口座に関する事務処理
  - ③決済口座にある資金を用いた決済取引（口座引落とし、カード等を利用した決済取引、振込）を行うこと
  - ④サービス利用者への与信により供与される資金を用いた③の決済取引を行うこと。
  - ⑤決済手段の発行や決済取引のアクワイアリング業務
  - ⑥送金（口座を利用しないもの）
  - ⑦決済指図伝達サービス
  - ⑧口座情報サービス
- などが PSD2の Appendix に規定されている<sup>7)</sup>。

## 2 PSD2の規制

PSD1にもあった決済サービス業者に対する規制である(1)参入規制（決済サービス機関のみ）、(2)自己資本や資金の管理に関する規定（決済サービス機関のみ）、(3)アウトソーシングに関する規制（決済サービス機関のみ）、(4)利用者に対する情報提供義務、(5)無権限取引に関するルール、(6)

---

7) 具体的なサービスをどこまで含むかについては、Study on the Impact, supra note2などでも検討されているが、「決済口座」「決済手段」「アクワイアリング」等の言葉と業務の範囲をどこまでと考えるかについては依然議論があり、適用除外規定をめぐる問題へ影響を及ぼしている。

決済取引の不実行・瑕疵ある取引の実行・遅延、(7)ADR、(8)利用者が消費者でない取引・少額取引などについては、それぞれ現状に合わせた改正がなされているが、PSD2では、新たにPISPやAISPといった中間的業者についての規定があり、これらのサービスは支払者から資金を預かることではないものの、銀行や利用者との間で支払指図の発信や口座情報の集約を行うなど、利用者に便利なサービスの提供が行われていることを背景に、まず決済サービスの利用者の権利として、中間的業者を利用する権利を認めつつ、登録制、自己資本規制、リスクに備えて保険あるいはそれに相当する保証の仕組みを備えなければならないという規定などを導入することで、業者の健全性を確保しようとしている。また、サイバーセキュリティの問題を背景として、決済サービス業者のセキュリティ・リスク対策はPSD2の重要な課題となっており、各業者のリスク軽減のための態勢づくりや、監督当局への事故報告義務、さらにセキュリティ強化のために、顧客認証手段の強化なども新たに義務づけられている。

このように、新たに発生してきたリスクに応じた改正を行いつつ、いずれの業者にも適用される決済サービスについての包括的規制の形態を維持している。

### 3 PSD2の評価

前述のように、2018年までに国内法化しなければいけないが、加盟国の動きはスローな状況にある。PSD2については、すべての金融サービスは基本的に銀行に起因するという考えが主流を占めてきた欧州の金融業の状況に新しい風を吹き込んだのではないかという評価も少なからずあるものの、既存の考え方をある程度反映した自己資本比率規制や利用者情報へのアクセス権に関する規定などは、新たに参入しようとする決済サービス業者(とりわけ中間的業者)にとっては、コスト面も含めて依然ハードルが高い規制内容になっている<sup>8)</sup>。これに加え、今回定義されたサービスに具

---

8) これらの懸念については、複数の法律事務所等での指摘や分析もある。(例

的にどこまで入っているとみなされるのかをめぐっては、現在も様々な議論があり、PSD1の時に発生した加盟国間での適用除外をどこまで認めるのかについての基準の相違などが再び生まれるのではないかという懸念も決済サービス業者の間にはある。また、オープンAPIを進めている欧州内でさえ、既存金融機関からは、PISPやAISPへの技術やセキュリティレベル等に関連して様々な懸念が表明されている<sup>9)</sup>。このような状況の中、現段階では、新しく参入を予定しているサービスや業者の数も限定的な状況となっており、スケジュール通りに加盟国でPSD2の導入が進んでいくかについて今後も注視する必要がある。

同様の課題は、現在、オープンAPIの問題も含め、Fintechについて様々な議論や企業の動きがあるわが国における決済サービス業者をめぐる問題と共通している部分がある。米国のように銀行に対抗するサービスを展開しようとする業者がベンチャー的に登場してくる状況とは異なり、欧州では、銀行等と協調した形でサービスを展開しようとするFintech業者が主流であり、わが国の状況もそれと同様な傾向がみられる。したがって、わが国では、欧州の状況を参考にしつつ、具体的にどのようなサービスが利用者の中で受け入れられるのかを引き続き検討しつつ、金融機関とFintech業者の法的責任分界点を明らかにしながら、利用者が安心して利用できるサービスレベルと利用者保護の枠組みを考えていくことが必要であろう。

---

例えば <http://www.mondaq.com/unitedstates/x/295970/Financial+Services/Review+of+the+European+Unions+proposal+for+a+new+directive+on+payment+services+PSD2>や <http://www.out-law.com/en/articles/2015/january/key-features-of-psd2-and-what-they-mean-for-the-payments-industry/>)

9) 例えば、<http://www.aviso.io/banks-do-not-like-psd2/>

EU 決済サービス指令2015 (PSD2)

PSD2 (Directive (EU)2015/2366)

- 第1編 規律事項, 適用範囲および定義
- 第2編 決済サービス提供者
- 第3編 決済サービスの取引条件の透明性および情報提供義務
- 第4編 決済サービスの提供および利用に係る権利義務
- 第5編 委任法令および規制技術標準
- 第6編 附則
- 付属文書 決済サービス (PAYMENT SERVICES)

重要条文 (抄訳)<sup>10)</sup>

第4条 定義

本指令の目的のため, 以下の定義を適用する。

- (11) “決済サービスプロバイダー (PSP)” とは, 第1条(1)に規定されている機関もしくは第32条, 33条により適用除外事項より利益を得ている自然人もしくは法人である。
- (15) “中間的決済サービス” とは, 他の PSP に開設された決済口座に関して, 決済サービス利用者の要求に応じて決済指図を開始するサービス
- (16) “口座情報サービス” とは, 他の PSP もしくは1つ以上の PSP にて決済サービス利用者によって開設された1つ以上の決済口座情報を連結させるオンラインサービス
- (25) “資金” とは, 2009/110/EC 指令第2条(2)に定義される, 銀行券, 貨幣, 預金通貨, 電子マネーのことをいう。

第5条 免許申請

1. 決済機関としての認可のために, 下記の項目とともにホームメンバーステイトの所管当局に申請書を提出しなければならない。

- (a) 運営計画 (特に, 想定される決済サービスの類型)
- (b) 申請者が健全に運営するための適切なシステム, 経営資源, 手続きを採用する

---

10) 本翻訳にあたり, 資料整理等を含めて, 内田絵理氏 (中央大学法学部) の協力を得た。

ことができるということを示す、最初の3年間の予算を含む事業計画

- (c) 決済機関の初期資本金に関する証明書
- (d) 第10条(1)にて言及されている決済機関は、第10条に従って決済サービス利用者の資産を保護するための指針の規定
- (e) ガバナンスの取り決め、コントロール方法および手順が、ふさわしく適切であることを実証している管理、リスクマネジメント、会計手順を含む、申請者のガバナンス手続きと内部統制メカニズムの規定
- (f) 第96条による決済機関の通知義務を考慮に入れた事故報告手順を含む、セキュリティ事故や顧客の苦情に関連するセキュリティの監督、対応、追跡の手続きについての記述
- (g) 重要な決済データの、記録、監督、追跡、アクセスの制限に関する記述
- (h) 重要な運営の身分証明、効果的なコンティンジェンシープラン、プランの適切性、効果を定期的にテストと評価をするための手続きを含む、事業継続手続きの記述
- (i) 実績、取引、詐欺についての統計的データの収集に適用される原則、定義の記述
- (j) 決済サービスに関するリスク評価の詳細、セキュリティ・コントロールの記述、認識されたリスク（詐欺や重要な個人情報の違法利用を含む）に対して決済サービス利用者を適切に保護するためにとられる手段を含む、セキュリティポリシー資料
- (k) 欧州議会及び評議会による（EU）2015/849指令と（EU）2015/847規則のもと、マネーロンダリングとテロへの資金供給に関する義務に従う決済機関は、それらの義務を遵守するために申請者が設立した内部統制メカニズムについての規定
- (l) 必要な場合には、代理店もしくは支店の利用、事業者が少なくとも1年に1回行う外部調査と現地調査、外注手続き、国内もしくは国外システムへの参加を含む、申請者の組織構造に関する規定
- (m) 申請者の株主の身元、直接的なのか間接的なのか、（EU）No 575/2013規則第4条(1)(36)の意味における持株、持株の大きさ、決済機関の健全な経営を保証するために必要な持株の適合性の証明
- (n) 決済機関の経営に責任を負う取締役や人の身元、必要であれば、決済機関の決済サービス事業の経営に責任を負う者、そして決済機関のある加盟国によって決められた決済サービスを行うのに十分な評価、適正な知識と経験を保有しているという証明
- (o) 欧州議会及び評議会の2006/43/EC指令にて定義されている、適格な監査役、監査法人名

#### 第7条 当初資本金

加盟国は決済機関に、免許申請時点で、以下の（EU）No 575/2013規則第26条(1)(a) (e)に規定されている1つ以上の要件を満たす当初資本金を保有していることが必要となる。

- (a) 決済機関が送金業を行う場合、資本金20000ユーロを下回ることがないこと。
- (b) 決済機関が送金指図伝達サービスを提供する場合、資本金50000ユーロを下回らないこと
- (c) 決済機関がAnnex I(1)から(5)までに規定されているどんな決済サービスを提供する場合でも、資本金125000ユーロを下回ることがないこと。

#### 第8条 自己資本

1. 決済機関の自己資本金は、第7条にて規定されている当初資本金の金額もしくは第9条によって計算される自己資金の金額のいずれか高い方を下回ってはいけない。

2. 加盟国は、金融機関、投資会社、資産運用会社、保険会社のような他の決済機関として同じグループに属する決済機関の自己資金の適格な要素の多様な利用を防ぐために、必要な手段を講じなければならない。

3. もし、（EU）No575/2013規則第7条にある状態であった場合に、加盟国もしくは監督当局は本指令第9条を、2013/36/EU指令による金融会社の親会社の監督下に集約される決済機関に適用しないという選択をしてもよい。

#### 第10条 資産を保護するための義務

1. Annex Iの(1)から(6)に規定されている決済サービスを提供する決済機関は、決済サービス利用者から受け取った資金のすべてもしくは、決済取引を実行するために他のPSPを通す資金のすべてについて、以下のいずれかの方法で保護することを、加盟国もしくはその監督当局は要求しなければいけない。

(a) 決済サービス利用者の資金は、自然人もしくは法人の資金と分別して管理しなければならない。これは、資金が受け取られた次の営業日の終わりまでに他のPSPに移転されないもしくは受取人に支払われていない資金の場合である。この場合、資金は金融機関の個別の口座に預金されるもしくは加盟国の管理当局によって定義される安全で流動性のある低リスクの資産に投資されるべきである。そして、特に倒産の場合に、決済機関の他の債権者の請求に対して決済サービス利用者の利益のために国内法に従って分別管理されるべきである。

(b) 各社の資金は保険もしくは決済機関と同じグループに属さない保険会社や金融機関による同程度の保証で保護されるべきである。そしてその資金は、保険や、他

の同程度の保証がないときに分別管理されていたであろう金額と同等でなければならない。決済機関が財政的な義務を果たすことができないときにカバーされるものでなければならない。

第19条 代理人、支店または業務委託先の利用

6. 決済機関が、決済サービスの運用機能をアウトソースする場合には、加盟国の監督当局に報告しなければならない。

ITシステムを含む、重要な運用機能の外注は、著しく決済機関の内部統制の基準を損なうような形、また、本指令にあるすべての決済機関のコンプライアンス上の義務を所管当局が監視、再調査する義務を悪化させるような形では、行われてはならない。

第20条 使用者責任

2. 加盟国はPSPに、従業員、代理店、支店、外注先などの企業の活動についてすべての責任を負うよう、要求しなければならない。

第33条 口座情報サービス提供者

Annex I(8)で規定されている決済サービスのみ提供する自然人もしくは法人は、第5条(1)(a), (b), (e)から(h), (j), (l), (n), (p), (q)と第5条の(3)と第14, 15条を除き、第1章、2章で規定されている手続きと条件の適用を免除されなければならない。

第45条 提供されるべき情報及び取引条件

2. 加えて、加盟国は、中間的業者がサービス開始に先立って、以下の明確で包括的な情報を支払人に提供もしくは利用可能にできるようにしなければならない。

(a)中間的業者の名称、本社所在地、必要な場合は決済サービスが提供される加盟国内の代理店もしくは支店所在地、Email アドレスを含む中間的業者の問い合わせ先  
(b)所管当局の問い合わせ先

第66条 中間的決済サービスの決済口座へのアクセスに関するルール

1. 加盟国は、支払人が、決済指図伝達サービスを受けるために中間的事業者を利用する権利を有することを定めなければならない。決済口座がオンラインでアクセスできない場合には、この限りではない。

第67条 口座情報サービスにおける決済口座へのアクセスと利用に関するルール

1. 加盟国は、決済サービス利用者が、口座情報サービスにある口座情報にアクセ

スすることを可能にするサービスを利用する権利を有することを保証しなければならない。口座情報がオンラインでアクセスできない場合はこの限りでない。

第68条 (PSPによる決済手段の利用制限と決済口座のアクセス制限)

3. PSPは支払人に対して決済手段の停止と理由を合意した方法で、可能であれば決済手段が停止される前か遅くとも直後に、通知しなければならない。(そのような情報を提供することが他の関連するEUもしくは各国法によって禁止されていない場合もしくは、客観的合理的な安全性に関する理由に疑義が生じる情報がない場合に限る。)

4. PSPは、決済手段を停止する理由がなくなり次第、決済手段の停止の解除、もしくは代替する新しい決済手段を提供しなければならない。

5. 口座サービスPSPは、無権限もしくは詐欺の決済取引の開始を含む、口座情報サービス提供者もしくは中間的事業者による無権限もしくは詐欺の決済口座へのアクセスがあったことについて、客観的合理的かつ確証があることを理由として、口座情報サービス提供者もしくは中間的事業者の決済口座へのアクセスを拒否することができる。

この場合、口座サービスPSPは、決済口座へのアクセスは拒否されたこと及びその理由を、合意された形式で、支払人に通知しなければならない。

このような情報は、支払人に対して、可能であればアクセスが拒否される前か遅くとも直後に、提供されなければならない。(そのような情報を提供することが他の関連するEUもしくは各国法によって禁止されていない場合もしくは、客観的合理的な安全性に関する理由に疑義が生じる情報がない場合に限る。)

第71条 無権限取引または瑕疵ある決済取引の通知および訂正

1. 決済サービス利用者は、第89条に定める内容を含む主張をし得る決済取引を認識したら遅滞なく、かつ引落日より13ヶ月以内に、PSPに通知した場合のみ、PSPによる無権限取引もしくは瑕疵ある決済取引の訂正を求めることができる。

2. 中間的事業者が関連する場合、第73条(2)と89条(1)に関わらず、決済サービス利用者は、本条1項に従って、口座サービスPSPに訂正を求めることができる。

第73条 無権限取引についての決済サービス業者の責任

1. 加盟国は、第71条に関わらず、無権限取引の場合、支払人のPSPが詐欺の疑いがあるという合理的な理由があり、書面により関連する国の当局に当該理由を連絡している場合を除き、支払人のPSPは支払人に対し、その取引について通知し、もしくは通知されたのち速やかに(遅くとも翌営業日の終わりまでに)、無権限取

引の金額を払い戻すことを保証しなければならない。

2. 決済取引が中間の事業者によって開始される場合、口座サービス PSP は無権限取引の金額を直ちに、遅くとも翌営業日までに、決済口座を無権限取引が行われる前の残高にするよう返金しなければならない。

中間の事業者は無権限取引に対する責任がある場合、中間の事業者は口座サービス PSP の請求により、損失額が支払人に返金した合計額（無権限取引の金額を含む）を直ちに補償しなければならない。

また、中間の事業者は、その権限の範囲内で、決済取引が承認され、正確に記録されており、技術的な故障もしくはその他のサービスの不備によらないことを、証明しなければならない。

3. 支払人と PSP 間の契約もしくは支払人と中間の事業者間の契約に適用される法律に従い、金銭補償の仕組みを定めることができる。

#### 第74条 無権限取引についての支払人の責任

1. 第73条の例外として、支払人は、紛失もしくは盗難、または不正使用された決済手段により無権限取引が行われた場合、これによる損失を最大で50EUR まで負担する義務を負うことがある。

ただし、以下の場合、前段は適用されない。

(a) 支払人が詐欺的な行動をした場合を除き、決済手段の紛失、盗難、不正使用されたことが決済の実行より先に認識することが不可能であった場合、もしくは

(b) その損失が、PSP の従業員、代理店、支店、外部委託先の不作為によって引き起こされた場合や以下のような場合：

一権限取引が支払人の詐欺的な行動によってもしくは支払人が第69条に定めた義務を故意または重大な過失によって果たさないことにより生じた場合、支払人は無権限取引により生じた全ての損失を負担しなければならない。この場合、前段で定める限度額は適用されない。

一支払人が詐欺的な行為を行わず、また第69条による義務を故意に果たさない場合でなければ、セキュリティ、個人認証情報の性質と決済手段が紛失、盗難、不正使用された原因等を考慮し、加盟国は、本条で定める責任を軽減することができる。

一支払人の PSP が強固な顧客認証を要求しない場合、支払人は、詐欺的な行為をしていない限り、いかなる金銭的損失も負担しない。受取人もしくは受取人の PSP が強固な個人認証を受けつけることができない場合、受取人もしくは受取人の PSP は支払人の PSP に生じた金銭的な損害を補償しなければならない。

3. 支払人は、第69条(1)(b)に従って通知した後は、詐欺的な行為をした場合を除き、決済手段の紛失、盗難、不正な決済手段の使用による金銭的な損失について責任を

負わない。

第70条(1)にて要求されているように、PSPが決済手段の紛失、盗難、不正使用時において、いつでも通知できるよう適切な手段を提供していない場合、支払人は、詐欺的な行為をした場合を除き、決済手段の利用によって生じた金銭的な損失について責任を負わない。

### 第83条 口座への入金

1. 加盟国は、支払人のPSPが、第78条に定める受領時後、決済取引の金額が受取人のPSPの口座に翌営業日の終わりまでに振り込まれるよう定めなければならない。

上記の期限は、紙ベースでの決済取引の場合は1営業日延長することができる。

### 第89条 決済取引の不履行、不完全もしくは履行遅滞に関するPSPの責任

一決済指図が直接的に支払人によってなされたとき、支払人のPSPは、支払人に対し、第71条、88条(2)(3)、93条に関わらず、決済取引を正確に履行する責任を負う。ただし、支払人及び必要であれば受取人のPSPに対し、受取人のPSPが第83条(1)による決済取引の金額を受領したと証明できる場合はこの限りでない。

一上記の場合、受取人のPSPは、受取人に対して、決済取引を正確に履行する責任を負う。

支払人のPSPが最初の条項に基づいて責任を負う場合、支払人に対し、不履行もしくは不完全な決済取引の金額を遅滞なく返金しなければならない。該当する場合、支払人のPSPは、引落された決済口座が、不完全な取引が行われる前の状態に戻されなければならない。

一支払人の決済口座への入金実行日は、引落日より遅れてはいけない。

一受取人のPSPが最初の項に基づいて責任を負う場合、受取人のPSPは、受取人が決済取引の金額を直ちに使えるようにしなければならない。該当する場合、受取人の支払口座に対応する金額を入金記帳しなければならない

一受取人の決済口座への入金実行日は、第87条に従い当該取引が正確に履行された場合の決済日より遅れてはいけない。

一決済取引の履行が遅滞した場合、受取人のPSPは、支払人のPSPの指図に基づき、受取人の決済口座への支払実行日は、取引が正確に履行された場合の入金日より遅れないようにしなければならない。

一支払人によってなされた決済指図について、実行された決済取引が不履行もしくは不完全履行で、支払人のPSPは、本項に基づく責任に関わらず、請求がある場合には、直ちに決済取引の経過を確認し、その結果を支払人に通知するようにしな

なければならない。この場合、支払人は費用を負担しない。

#### 第96条 事故報告

1. 重大な運営上およびセキュリティ事故の場合、PSPは遅滞なく、PSPのホームメンバーステイトの所管当局に通知しなければならない。その事故が決済サービス利用者の財政上の利益に悪影響を与えるもしくは与えるかもしれない場合には、PSPは遅滞なく、その事故についておよびその事故の悪影響を軽減することができるすべての手段を決済サービス利用者に通知しなければならない。

2. 1に規定されている通知の受領後すぐに、ホームメンバーステイトの所管当局は遅滞なく、事故の詳細を欧州銀行協会と欧州中央銀行に報告しなければならない。

監督当局は、加盟国の関連当局に関連する事故を評価した後、その内容の通知を行わなければならない。

以上

## 大韓民国電子金融取引法2016改正と支払決済

訳 李 賢 貞\*

訳者はしがき

### 1. 立法の背景と経緯

韓国では、2006年4月28日法律第7929号として「電子金融取引法」が制定され、2007年1月1日に施行された。同法は、インターネットバンキングなどの電子金融取引が拡散され、電子マネーなどの新しい電子支払手段

---

\* 嘱託研究所員・延世大学法学専門大学院法学研究院特任教授

が出現することにより、非対面性（非対面性）などの電子金融取引の特性を反映して、取引当事者の権利・義務などの法律関係を明確にする一方、電子金融業務を営む者の許可・登録および監督に関する事項を体系的に整備することにより、電子金融取引の安全性と信頼性を確保しようとする目的のもとに構成された。その重要内容としては、電子支払取引の効力発生時期、エラーの訂正手続などの電子金融取引の法律関係の明確化（8条及び13条）、電子金融事故の利用者と金融機関等の責任負担原則（9条）、電子金融業者などの健全性確保のための検査・監督（38条及び41条）などである。

一方、同法は2007年施行後、8回の改正が行われている。改正の主な内容としては、まず、2008年の改正で、頻繁に発生する電子金融取引のエラーに起因する金融利用者の不安を解消するために、金融機関や電子金融業者が自らまたは利用者の要求によって、電子金融取引のエラーを認知した場合には、その原因と処理結果を利用者に通知するようにし、他人名義の通帳を切り取り又は貸与・譲受して使用する、いわゆる「大砲通帳<sup>1)</sup>」を活用した犯罪に積極的に対処するために電子カードなどの接近媒体を譲渡、譲受、否定貸与又は質権設定行為をしたり、このような行為を斡旋する行為を禁止して、これに違反した者に対する処罰を強化することになった。2011年の改正では、金融機関等にとって情報保護の最高責任者を指定して、組織内の情報保護のリスクを常時管理するようにし、営業主が従業員等に対する管理・監督上の注意義務を尽くした場合には、罰則を除くことにより、両罰規定も責任主義原則が適用される一方、両罰規定の適用対象となる一部の罰則条項の中、罰金刑が別途規定されていない場合には、罰金額を個別的に規定することにより罰則の適用を明確にした。

2013年改正では、電子金融取引の安全な基盤造成のために、電子金融業者などのハッキング関連の責任を明確にし、金融会社や電子金融業者にと

---

1) 金融実名制に違反して第三者の名義を盗用して作られ、実際の通帳使用者と名義者が異なる通帳をいう。

って電子金融インフラについての脆弱性を自ら分析・評価するようにし、電子金融インフラの電子的な侵害行為禁止および侵害事故の発生時、金融委員会・金融会社などの対応措置を新設し、金融監督院長が必要な場合には、電子金融補助業者についても調査をすることができるように補完した。2005年の改正では、既存の条項で「対価を与えて接近媒体を貸与したり、対価を受けてアクセス媒体を貸与する行為を処罰」したが、代価を約束したけれども、支払が行われていない場合には、既存法上の処罰が難しい部分があった。それで、実際の対価がなくても営利目的のために接近媒体を貸与する場合も禁止することにより、大砲通帳による犯罪行為の防止を図った。

## 2. 大韓民国電子金融取引法の2016年改正法の概要

今般の2016年の最新改正法では、既存の法で、大砲通帳などの不法売買広告行為は大砲通帳が実際に売買されていない限り、処罰の対象に該当しない点により、インターネットまたは住宅街などに大砲通帳などの不法正及び譲渡等を募集する広告行為が後を絶たないので、根本的な対策として接近媒体の譲受及び譲渡等の広告行為を禁止し、これに対する処罰規定と一緒に不法広告行為に使用された電話番号に対しても使用禁止することが可能である根拠を設けることになった。

また、既存の電子金融業の登録資本金要件は、5億ウォン以上で海外と比較すると、その基準がやや高く、小規模ピンテックスタートアップの電子金融業進入に困難があるとみて、電子支払決済代行業及びエスクロー業・電子告知決済業などを小規模で営業する者の資本金要件を3億ウォン以上に緩和して電子金融業への参入障壁を下げようとする改正を行った。

電子金融取引法

[施行2016.7.28.] [法律第13929号, 2016.1.27. 一部改正]

第1章 総則

第2章 電子金融取引当事者の権利と義務

第3章 電子金融取引の安全性の確保と利用者保護

第4章 電子金融業の許可と登録と業務

第5章 電子金融業務の監督

第6章 補則

第7章 罰則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、電子金融取引の法律関係を明確にして、電子金融取引の安全性と信頼性を確保するとともに、電子金融業の健全な発展のための基盤造成をすることにより、国民の金融利便性を図って国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律で使用する用語の定義は次の通りである。

1. 「電子金融取引」とは、金融会社や電子金融業者が電子的な装置を介して金融商品やサービスを提供して(以下「電子金融業務」という。)、利用者が金融会社又は電子金融業者の従事者と直接対面し、又は意思疎通をせずに自動化された方法でこれを利用する取引をいう。

2. 「電子支払取引」とは、資金を与える者(以下「支払人」という。)が、金融会社や電子金融業者にとって、電子支払手段を利用して資金を受ける者(以下「受取人」という。)に資金を移動させる電子金融取引をいう。

3. 「金融会社」とは、次の各目のいずれかに該当する機関若しくは団体又は事業者をいう。

ガ. 「金融委員会の設置等に関する法律」第38条第1号から第5号まで、第7号及び第8号に該当する機関

ナ. 「与信専門金融業法」による与信専門金融会社

ダ. 「郵便局預金・保険に関する法律」に基づく通信官署

ラ. 「セマウル金庫法」によるセマウル金庫及びセマウル金庫中央会

- マ. その他の法律の規定に基づいて金融業及び金融関連業務を行う機関若しくは団体又は事業者として大統領令が定める者
4. 「電子金融業者」とは、第28条の規定により許可を受け、若しくは登録をする者（金融会社は除く。）をいう。
5. 「電子金融補助業者」とは、金融会社や電子金融業者のために、電子金融取引を補助し、又はその一部を代行する業務を行う者又は決済中継システムの運営者として「金融委員会の設置等に関する法律」第3条による金融委員会（以下「金融委員会」という。）が定める者をいう。
6. 「決済中継システム」とは、金融会社と電子金融業者の間で電子金融取引情報を伝達して、資金精算及び決済に関する業務を行う金融情報処理運営体系をいう。
7. 「利用者」とは、電子金融取引のために、金融会社又は電子金融業者と締結した契約（以下「電子金融取引契約」という。）に基づいて、電子金融取引を利用する者をいう。
8. 「電子的装置」とは、電子金融取引情報を電磁的方法で送信し、又は処理することに利用される装置であって、現金自動支払機、自動預け払い機、支給用端末機、コンピュータ、電話機その他、電子的方法で情報を転送し、又は処理する装置をいう。
9. 「電子文書」とは、「電子文書と電子取引基本法」第2条第1号の規定による作成、送信・受信又は保存された情報をいう。
10. 「接近媒体」とは、電子金融取引において、取引指示をし、又は利用者及び取引内容の真实性と正確性を確保するために使用される次の各目のいずれかに該当する手段、又は情報をいう。
- ガ. 電子式カード及びこれに準ずる電子的情報
  - ナ. 「電子署名法」第2条第4号の電子署名生成情報及び同条第7号の認定書
  - ダ. 金融会社又は電子金融業者に登録された利用者番号
  - ラ. 利用者の生体情報
  - マ. ガ目又はナ目の手段又は情報を使用するために必要なパスワード
11. 「電子支払手段」とは、電子資金振替、デビット電子支払手段、先払電子支払手段、電子マネー、クレジットカード、電子債権、その他電子的方法による支払手段をいう。
12. 「電子資金振替」とは、支払人と受取人との間で資金を支給する目的として、金融会社又は電子金融業者に開設された口座（金融会社に連結された口座に限る。以下同じ。）から他の口座に電子的装置によって、次の各目のいずれかに該当する方法で資金を振替することをいう。
- ガ. 金融会社又は電子金融業者に対する支払人の支払指示

ナ. 金融会社又は電子金融業者に対する受取人の取立指示（以下「取立振替」という。）

13. 「デビット電子支払手段」とは、利用者と加盟店の間で電磁的方法に基づいて、金融会社の口座から資金を振替するなどの方法で商品又は役務の提供とその対価の支払いを同時に移行することができるように、金融会社又は電子金融業者が発行した証票（資金を融通することができる証票を除く。）又はその証票に関する情報をいう。

14. 「先払電子支払手段」とは、移転可能な金銭的価値が電子的方法で貯蔵されて、発行された証票又はその証票に関する情報として次の各目の要件をすべて備えたものをいう。ただし、電子マネーを除く。

ガ. 発行人（大統領令で定める特殊関係人を含む。）以外の第三者から財貨又は役務を購入し、その対価を支払うに使用されること

ナ. 購入することができる財貨又は役務の範囲が2つの業種（「統計法」第22条第1項の規定に基づいて統計庁長が告示する韓国標準産業分類の中分類上の業種をいう。以下この条において同じ。）以上であること

15. 「電子マネー」とは、移転可能な金銭的価値が電子的な方法で保存されて発行された証票又はその証票に関する情報として次の各目の要件をすべて備えたものをいう。

ガ. 大統領令が定める基準以上の地域及び加盟店で利用されること

ナ. 第14号ガ目の要件を満たすこと

ダ. 購入することができる財貨又は役務の範囲が5つ以上であって大統領令が定める業種の数以上であること

ラ. 現金又は預金と同じ価値に交換されて発行されること

マ. 発行者によって現金又は預金に交換が保証されること

16. 「電子債権」とは、次の各目の要件を備えた電子文書に記載された債権者の金銭債権をいう。

ガ. 債務者が債権者を指定すること

ナ. 電子債権に債務の内容が記載されていること

ダ. 「電子署名法」第2条第3号の公認電子署名があること

ラ. 金融会社を経て、第29条第1項の規定による電子債権管理機関（以下「電子債権管理機関」という。）に登録されること

マ. 債務者が債権者にガ目ないしダ目の要件をすべて備えた電子文書を「電子文書と電子取引基本法」第6条第1項により送信して、債権者がこれを同法第6条第2項に基づいて受信すること

17. 「取引指示」とは、利用者が電子金融取引契約に基づいて金融会社又は電子金

融業者に電子金融取引の処理を指示することをいう。

18. 「誤り」とは、利用者の故意又は過失なしに電子金融取引が電子金融取引契約又は利用者の取引指示に基づいて履行されない場合をいう。

19. 「電子支払決済代行」とは、電子的方法で財貨の購入又は役務の利用における支払決済情報を送信し、又は受信すること、又はその対価の精算を代行し、又は媒介することをいう。

20. 「加盟店」とは、金融会社又は電子金融業者との契約に基づいてデビット電子支払手段若しくは先払電子支払手段、又は電子マネーによる取引において、利用者に財貨又は役務を提供する者として、金融会社又は電子金融業者ではない者をいう。

21. 「電子金融基盤施設」とは、電子金融取引に利用される情報処理システム及び「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号による情報通信網をいう。

22. 「電子侵害行為」とは、ハッキング、コンピュータウイルス、論理爆弾、メール爆弾、サービス拒否又は高出力電磁波などの方法で電子金融基盤施設を攻撃する行為をいう。

(適用範囲)

第3条 ① この法律は、他の法律に特別な規定がある場合を除いて、すべての電子金融取引に適用する。ただし、金融会社及び電子金融業者間で別に定める契約に基づいて行われる電子金融取引中、大統領令が定める場合には、この法を適用しない。

② 第5章の規定は、第2条第3号ダ目とラ目の金融会社に対してはこれを適用しない。

③ 金融会社中、電子金融取引の頻度、会社の規模などを考慮して大統領令で定める金融会社に対しては、次の各号を適用しない。

1. 第21条第2項の人材、施設、電子的装置などの情報技術部門と電子金融業務に関して金融委員会が定める基準を遵守
2. 第21条第4項の情報技術部門の計画樹立と提出
3. 第21条の2の情報保護最高責任者の指定
4. 第21条の3の電子金融基盤施設の脆弱点分析・評価

(相互主義)

第4条 外国人又は外国法人についてもこの法を適用する。ただし、大韓民国国民又は大韓民国法人について、この法に準ずる保護をしない国の外国人又は外国法人に対しては、それに相応してこの法又は大韓民国が加入し、又は締結した条約による保護を制限することができる。

## 第2章 電子金融取引当事者の権利と義務

### 第1節 通則

(電子文書の使用)

第5条 ① 電子金融取引のために使用される電子文書に対しては、「電子文書と電子取引基本法」第4条から第7条まで、第9条及び第10条を適用する。

② 金融会社又は電子金融業者が取引指示と関連して、受信した電子文書は、各文書ごとに独立することとみなす。ただし、金融会社又は電子金融業者と利用者との間で電子金融取引契約に応じて確認手続を経る場合には、その手続にとする。

(接近媒体の選定と使用及び管理)

第6条 ① 金融会社又は電子金融業者は電子金融取引のために接近媒体を選定して使用及び管理して利用者の身元、権限及び取引指示の内容などを確認しなければならない。

② 金融会社又は電子金融業者が接近媒体を発行するときには、利用者の申請がある場合に限り本人であることを確認した後に発行しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には利用者の申請又は本人の確認がないときにも発行することができる。

1. 先払電子支払手段又は第16条第1項ただし書の規定による電子マネーである場合

2. 接近媒体の更新又は代替発行などのために大統領令が定めることにより利用者の同意を得られた場合

③ 何人も接近媒体を使用及び管理するにおいて他の法律に特別な規定がない限り、次の各号の行為をしてはならない。ただし、第18条による先払電子支払手段若しくは電子マネーの譲渡又は担保提供のために必要な場合(第3号の行為及びこれを斡旋する行為は除く)には、この限りでない。(改正2016.1.27)

1. 接近媒体を譲渡し、又は譲り受ける行為

2. 対価を授受・要求又は約束しながら接近媒体を貸与を受ける若しくは貸与する行為又は保管・伝達・流通する行為

3. 犯罪に利用する目的で又は犯罪に使用されることを知りながら、接近媒体の貸与を受ける若しくは貸与する行為又は保管・伝達・流通する行為

4. 接近媒体を質権の目的にする行為

5. 第1号から第4号までの行為を斡旋し、又は広告する行為

(不法広告に利用された電話番号の利用停止など)

第6条の2 ① 検察総長、警察庁長又は金融監督院長(「金融委員会の設置などに関する法律」第29条による金融監督院長をいう。以下同じ。)は、第6条第3項第5号による不法広告に利用された電話番号を確認したときには未来創造科学部長

官にその電話番号の電気通信役務提供の中止を要請することができる。

② 第1項による要請で電気通信役務提供が中止された者は電気通信役務提供の中止を要請した者に異議申立をすることができる。

③ 第2項による異議申立の手續などに必要な事項は大統領令で定める。

[本条新設2016.1.27]

(取引内容の確認)

第7条 ① 金融会社又は電子金融業者は、利用者が電子金融取引に使用する電子的装置(金融会社又は電子金融業者と利用者との間であらかじめ約定した電子的装置がある場合には、その電子的装置を含む)を通じて取引内容を確認することができるようにしなければならない。

② 金融会社又は電子金融業者は、利用者が取引内容を書面(電子文書を除く。以下同じ)で提供することを要請する場合には、その要請を受けた日から2週間以内取引内容に関する書面を交付しなければならない。

③ 第1項と第2項の規定により提供する取引内容の対象期間、種類及び範囲などに関する事項は大統領令で定める。

(誤りの訂正など)

第8条 ① 利用者は、電子金融取引に誤りがあることを知ったときにはその金融会社又は電子金融業者にこれについての訂正を要求することができる。

② 金融会社又は電子金融業者は、第1項の規定による誤りの訂正要求を受けたときにはこれをすぐに調査して処理した後、訂正要求を受けた日から2週間以内に誤りの原因と処理結果を大統領令で定める方法により利用者に通知しなければならない。

③ 金融会社又は電子金融業者は、自ら電子金融取引に誤りがあることを知ったときにはこれをすぐに調査して処理した後、誤りがあることを知った日から2週間以内に誤りの原因と処理結果を大統領令で定める方法により利用者に通知しなければならない。

(金融会社又は電子金融業者の責任)

第9条 ① 金融会社又は電子金融業者は、次の各号のいずれかに該当する事故により利用者に損害が発生した場合には、その損害を賠償する責任を負う。

1. 接近媒体の偽造又は変造で発生した事故
2. 契約締結又は取引指示の電子的転送又は処理過程で発生した事故
3. 電子金融取引のための電子的装置又は「情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律」第2条第1項第1号による情報通信網に侵入して虚偽又はその他の不正な方法で獲得した接近媒体の利用で発生した事故

② 第1項の規定にもかかわらず、金融会社又は電子金融業者は次の各号のいずれ

かに該当する場合には、その責任のすべて又は一部を利用者に負担させることができる。

1. 事故発生において、利用者の故意又は重大な過失がある場合であってその責任のすべて又は一部を利用者の負担にすることができる趣旨の約定をあらかじめ利用者と締結した場合

2. 法人（「中小企業基本法」第2条第2項による小企業を除く）である利用者に損害が発生した場合に金融会社又は電子金融業者が事故を防止するために保安手続を樹立して、これを徹底に遵守するなどの合理的に要求される十分な注意義務を果たした場合

③ 第2項第1号の規定による利用者の故意又は重大な過失は、大統領令が定める範囲内で電子金融取引に関する規約（以下「約款」という。）に記載されたことに限る。

④ 金融会社又は電子金融業者は、第1項の規定による責任を移行するために金融委員会が定める基準による保険又は控除に加入し、又は準備金を積み立てるなどの必要な措置をしなければならない。

（接近媒体の紛失と盗難責任）

第10条 ① 金融会社又は電子金融業者は、利用者から接近媒体の紛失又は盗難などの通知を受けたときにはそのときから第三者がその接近媒体を使用することにより利用者に発生した損害を賠償する責任を負う。ただし、先払電子支払手段又は電子マネーの紛失又は盗難などで発生する損害として大統領令が定める場合には、その限りでない。

② 第1項及び第9条の規定にもかかわらず、他の法令で利用者に有利に適用されることができる規定がある場合には、その法令を先に適用する。

（電子金融補助業者の地位）

第11条 ① 電子金融取引と関連して、電子金融補助業者（電子債権管理機関を含む。以下この章で同じ。）の故意又は過失は金融会社又は電子金融業者の故意又は過失とみなす。

② 金融会社又は電子金融業者は、電子金融補助業者の故意又は過失により発生した損害について利用者にその損害を賠償した場合には、その電子金融補助業者に求償することができる。

③ 利用者は、金融会社又は電子金融業者との約定により金融会社又は電子金融業者に行う各種通知を電子金融補助業者にすることができる。この場合、電子金融補助業者にした通知は金融会社又は電子金融業者にしたこととみなす。

第2節 電子支払取引など

（電子支払取引契約の効力）

第12条 ① 金融会社又は電子金融業者は、支払人又は受取人と電子支払取引をするために締結した約定により受取人若しくは受取人の金融会社又は電子金融業者に支払人又は受取人が取引指示した金額を伝送して支払いが行われるようにしなければならない。

② 金融会社又は電子金融業者は、第1項の規定による資金の支払いを行わないときには電子支払取引をするために受領した資金を支払人に返還しなければならない。この場合、支払人の過失により支払いが行われなかったときにはその転送をするために支出した費用を控除することができる。

(支払の効力発生時期)

第13条 ① 電子支払手段を利用して資金を支給する場合には、その支払いの効力は次の各号のいずれかに定める時に生じる。

1. 電子資金振替の場合：取引指示された金額の情報について受取人の口座が開設されている金融会社又は電子金融業者の口座の元帳にt入金記録が終わった時
  2. 電子的装置から直接現金を出金する場合：受取人が現金を受領した時
  3. 先払電子支払手段と電子マネーで支給する場合：取引指示された金額の情報が受取人が指定した電子的装置に到達した時
  4. その他の電子支払手段として支給する場合：取引指示された金額の情報が受取人の口座が開設されている金融会社又は電子金融業者の電子的装置に入力が終わった時
- ② 総資産などを勘案して、大統領令で定める金融会社又は電子金融業者は利用者が希望する場合、大統領令で定める手続きと方法により利用者が取引指示をする時から一定の時間が経過した後電子資金振替の支払効力が発生するようにしなければならない。

(取引指示の撤回)

第14条 ① 利用者は、第13条第1項各号の規定により支払いの効力が発生する前まで、取引指示を撤回することができる。

② 第1項の規定にもかかわらず、金融会社又は電子金融業者と利用者は、大量に処理する取引又は予約による取引などの場合には、あらかじめ定められた約定により取引指示の撤回時期を別に指定することができる。

③ 金融会社又は電子金融業者は、第1項の規定による取引指示の撤回方法と手続き及び第2項の規定による約定に関する事項を約款に記載しなければならない。

(取立振替の出金同意)

第15条 ① 金融会社又は電子金融業者は、取立振替を実行するために大統領令が定めることによりあらかじめ支払人から出金に対する同意を得なければならない。

② 支払人は、受取人の取引指示により支払人の口座の元帳に出金記録が終わるまで、金融会社又は電子金融業者に第1項の規定による同意の撤回を要請することができる。

③ 第2項の規定にもかかわらず、金融会社又は電子金融業者は大量に処理する取引又は予約による取引などの場合には、あらかじめ支払人と定める約定により同意の撤回時期を別に指定することができる。

④ 金融会社又は電子金融業者は、第2項と第3項の規定による同意の撤回方法及び手続と約定に関する事項を約款に記載しなければならない。

(電子マネーの発行と使用及び換金)

第16条 ① 電子マネーを発行する金融会社又は電子金融業者(以下「電子マネー発行者」という。)は、電子マネーを発行する場合、接近媒体に識別番号を付与してその識別番号と「金融実名取引と秘密保障に関する法律」第2条第4号で規定する利用者の実地名義(以下「実地名義」という。)又は預金口座を連結して管理しなければならない。ただし、発行券面の最高限度が大統領令が定める金額以下の電子マネーの場合には、その限りでない。

② 電子マネー発行者は、現金又は預金と同じ価値に交換して電子マネーを発行しなければならない。

③ 電子マネー発行者は、電子マネー保有者が電子マネーを使用できるように発行された電子マネーの保管と使用などに必要な措置をしなければならない。

④ 電子マネー発行者は、電子マネー保有者の要請により電子マネーを現金又は預金で交換する義務を負担する。

⑤ 第1項ないし第4項の規定による電子マネーの発行・交換の方法及び手続に関しては、大統領令で定める。

(電子マネーによる支払いの効力)

第17条 電子マネー保有者が、財貨を購入し、又は役務の提供を受けてその代金を受取人との合意により電子マネーで支給したときには、その代金の支払いに関する債務は返済されたこととみなす。

(電子マネーなどの譲渡性)

第18条 ① 先払電子支払手段の保有者又は電子マネーの保有者は、発行者との約定により先払電子支払手段又は電子マネーを他人に譲渡し、又は担保として提供することができる。

② 第1項の規定により先払電子支払手段又は電子マネーを譲渡し、又は担保に提供する場合には、必ず発行者の中央電算システムを経由しなければならない。ただし、実地名義が確認されない先払電子支払手段又は第16条第1項ただし書の規定に

よる電子マネーの場合には、その限りでない。

(先払電子支払手段の還付)

第19条 ① 先払電子支払手段を発行した金融会社又は電子金融業者は、先払電子支払手段の保有者が先払電子支払手段に記録された残額の払戻しを請求する場合には、あらかじめ約定したことにより還付しなければならない。

② 金融会社又は電子金融業者は、第1項の規定による払戻しと関連される約定を約款に記載して、次の各号のいずれかに該当する場合には、先払電子支払手段に記録された残額のすべてを支給するという内容を約款に含めなければならない。

1. 天災地変などの事由として、加盟店が財貨又は役務を提供することが困難で先払電子支払手段を使用しない場合

2. 先払電子支払手段の欠陥で、加盟店が財貨又は役務を提供しない場合

3. 先払電子支払手段に記録された残額が、一定の割合以下の場合。この場合、一定の割合は100分の20未満で定めることができない。

(電子債権譲渡の対抗要件)

第20条 ① 電子債権の譲渡は、次の各号の要件をすべて備える時に「民法」第450条第1項の規定による対抗要件を備えることとみなす。

1. 譲渡人の債権譲渡の通知又は債務者の承諾が「電子署名法」第2条第3号の公認電子署名をした電子文書により行われること

2. 第1号の規定による通知又は承諾が記載された電子文書が電子債権管理機関に登録されること

② 第1項の規定による通知又は承諾が記載された電子文書に「電子署名法」第20条の規定による時点の確認があつて、第1項の要件をすべて備えた時には「民法」第450条第2項の規定による対抗要件を備えることとみなす。

以 上